

第 32 回 大阪市精神保健福祉審議会 自殺防止対策部会

日時 令和 8 年 6 月 25 日（木） 午後 3 時～午後 5 時

場所 大阪市こころの健康センター 大会議室

○議題

- (1) 令和 7 年度の主な自殺対策の実施状況について
- (2) こども・若者の実態調査について
- (3) その他

○配付資料

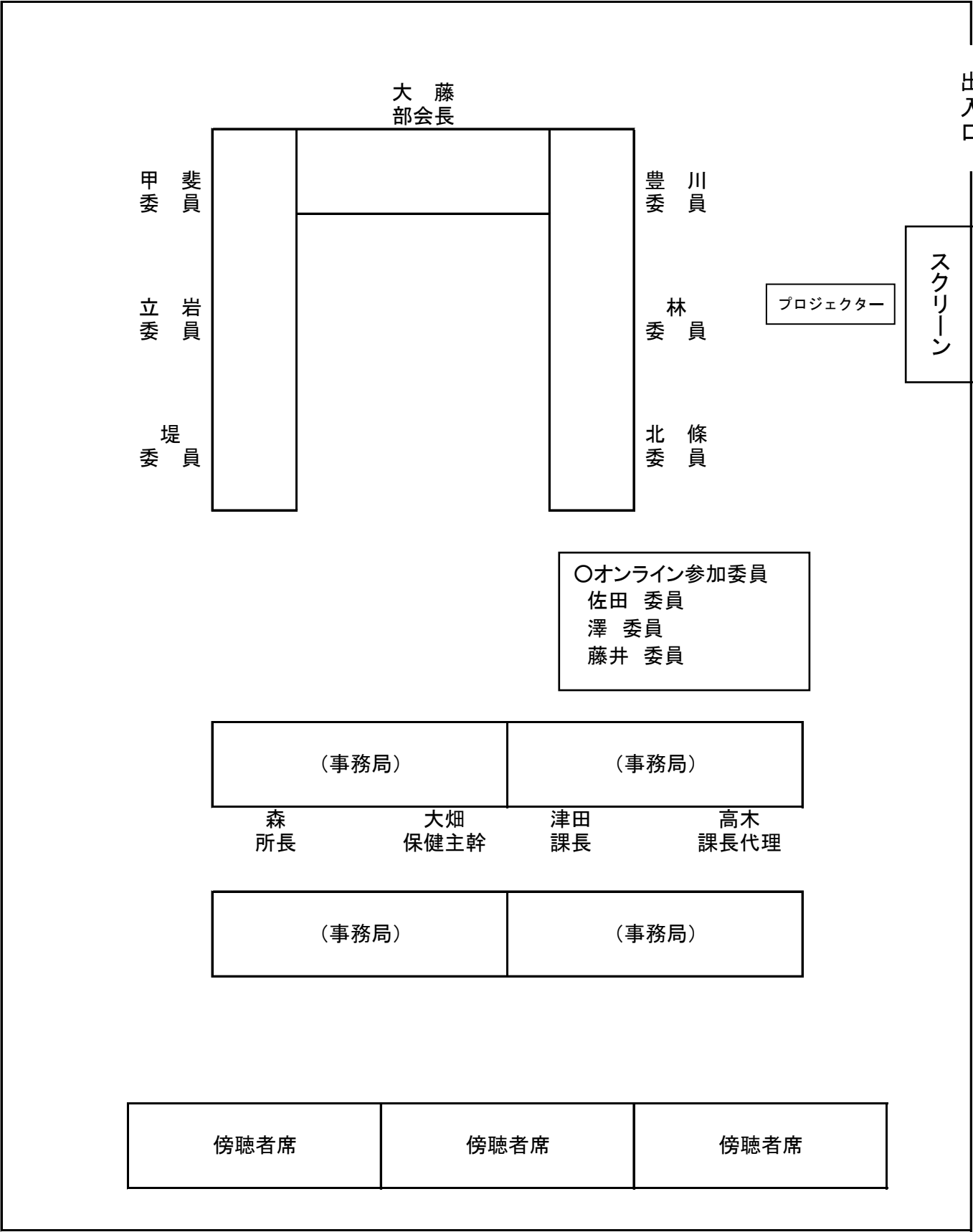
- ・ 次第
- ・ 委員名簿及び配席図
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例
- ・ (資料 1－1) こころの健康センターにおける令和 7 年度までの主な自殺対策の実施状況
- ・ (資料 1－2) ゲートキーパーの養成事業
- ・ (資料 1－3) こども・若者の自殺危機対応チーム事業
- ・ (参考資料) 大阪市における令和 7 年度までの主な自殺対策の実施状況
- ・ (資料 2－1) こども・若者の実態調査概要（案）
- ・ (資料 2－2) 前回の自殺防止対策部会における主なご意見
- ・ (資料 2－3) こども・若者の実態調査にかかる調査項目（案）
- ・ (資料 2－4) こども・若者の実態調査にかかる調査票（案）
- ・ (参考資料) 前回資料 調査項目・調査票
- ・ (資料 3－1) 大阪市自殺対策基本指針（第 3 次）策定に係るアンケート調査について
- ・ (資料 3－2) 自殺対策基本法の一部を改正する法律〈概要〉

大阪市精神保健福祉審議会 自殺防止対策部会 委員名簿

氏 名	所 属 等
大 藤 さとこ	大阪公立大学大学院医学研究科公衆衛生学准教授
甲 斐 利 弘	大阪市立総合医療センター精神神経科担当部長
阪 本 栄	(一社)大阪府医師会副会長 ※大阪市精神保健福祉審議会委員
佐 田 康 典	大阪司法書士会 市民権利擁護委員会委員長
澤 滋	(一社)大阪精神科病院協会副会長
立 岩 範 彦	(独)労働者健康安全機構大阪産業保健総合支援センター副所長
堤 俊 仁	(公社)大阪精神科診療所協会監事 ※大阪市精神保健福祉審議会委員
豊 川 雅 章	(社福)関西いのちの電話事務局長
林 和 子	自死遺族代表
藤 井 美 和	関西学院大学人間福祉学部人間科学科教授
北 條 達 人	(特非)国際ビフレンダーズ大阪自殺防止センター理事長

(五十音順)

第32回 大阪市精神保健福祉審議会 自殺防止対策部会 座席表



<開催日時> 令和8年6月25日(木)午後3時00分～
<開催場所> 大阪市こころの健康センター 大会議室

大阪市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例

平成 8 年 4 月 1 日

条例第 8 号

大阪市精神保健福祉審議会条例を公布する。

大阪市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。)の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 法第 9 条第 1 項の規定に基づき、本市に大阪市精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者、精神障害者の医療に関する事業に従事する者及び精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第 6 条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 第5条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。

(関係者の出席)

第9条 審議会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第10条 市長は、法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の同項に規定する任意入院者の症状及び同項に規定する厚生労働省令で定める事項について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日を期限として報告を求めなければならない。

- (1) 法第22条の4第1項の規定による入院の日(以下「入院日」という。)から1年以上同項の規定による入院を継続している者に係る事項 入院を継続している期間が入院日から1年を経過するごとに当該1年を経過した日の属する月の翌月(当該1年を経過した日の属する月の翌月以降の月に当該精神科病院の管理者が法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者に該当することとなったときにあっては、当該該当することとなった月の翌月)の末日
- (2) 入院日から起算して6月を経過するまでの間に法第36条第3項に規定する行動の制限を受けた者又は夜間以外の時間帯に当該入院中の精神科病院から自由に外出することを制限された者(前号に該当する者を除く。)に係る事項 入院日から起算して6月を経過した日の属する月(当該6月を経過した日の属する月の翌月以降の月に精神科病院の管理者が法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者に該当することとなったときにあっては、当該該当することとなった月の翌月)の末日

(施行の細目)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 4 月 1 日条例第 21 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置されている大阪市精神保健福祉審議会は、この条例による改正後の大阪市精神保健福祉審議会条例第 1 条に規定する大阪市精神保健福祉審議会とみなす。

附 則(平成 18 年 3 月 2 日条例第 4 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 19 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 11 月 26 日条例第 113 号)

この条例は、公布の日から施行する。

大阪市自殺対策基本指針（第2次）中間見直し（令和6年3月）

【計画期間】

平成30年度から概ね10年間

【対策の目標】

自殺死亡率の減少傾向を維持（H28：21.5 R4：21.0）

【数値目標】

- (1) 計画期間中のゲートキーパー養成者数8,000人→10,000人に見直しを行う
（養成者数実績）平成30年度からのおよそ6年間：約6,000人
- (2) こころの健康等に関する相談機関を全く知らない人の割合を減少させる
（市民アンケート結果）策定時：18.8% ⇒ 今回：19.0%

令和7年度の主な自殺対策の実施状況

【主な重点施策における事業】

○自殺関連問題についての正しい知識と自殺対策事業についての広報を推進する

・自殺予防週間および自殺対策強化月間の普及啓発

令和7年9月及び令和8年3月の各1か月間、24時間電話相談を実施（府・堺市との共同事業）。

＜令和7年9月1日～令和7年9月30日：相談件数 1,058件（内 大阪市 344件）＞

＜令和8年3月1日～令和8年3月31日：相談件数 1,104件（内 大阪市 370件）＞

啓発カード・ポケットティッシュを作成し、公的機関の視認性の高い場所に設置等することで、広く自殺防止相談等の窓口を周知。

令和7年9月10日、令和8年3月2日に、京橋駅前において街頭啓発キャンペーンを実施。

○市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

・ゲートキーパー養成事業（市民講座、出前講座等）【資料1-2】

○自殺死亡率が大きく増加している子ども・若者の自殺対策を推進する

・ゲートキーパー養成事業（若者向けゲートキーパー研修）【資料1-2】

・子ども・若者の自殺危機対応チーム事業【資料1-3】

○自殺対策にかかる人材の確保、養成、および資質の向上を図る

・ゲートキーパー養成事業（専門研修、自殺未遂者相談支援事業従事者研修）【資料1-2】

○適切な精神保健医療福祉サービスを受けやすいようにする

・自殺予防電話相談事業：令和7年度（延）1,704件

国における「こころの健康相談統一ダイヤル」に参加し、自殺を防ぐための地域における相談体制を整備。

・こころの悩み電話相談事業：令和7年度（延）2,376件

こころの悩みをもつ市民を対象に、生活を送るうえでの支障となっているこころの悩みの軽減を図るため、こころの悩み電話相談を開設し、専門的な立場から助言指導を実施。

○自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

・自殺未遂者相談支援事業：令和7年度（延）673件

各区保健福祉センターが窓口となり、市内警察署と連携して、継続相談や必要な関係機関につなげることで未遂者の更なる自殺行為を防ぐ。

○遺された人への支援を充実する

・自死遺族相談事業：電話相談39件、来所相談52件

・自死遺族相談従事者養成研修（府市共催）：1回実施、91人参加（うち市職員・市内教職員24人）



令和8年度も引き続き、指針の重点施策に基づき、各事業を推進します

事業概要

自殺防止のためには、身近な相談者の存在と自殺のサインに気づき、初期介入することが重要である。国の自殺総合対策大綱の中では、若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合、身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、自殺や自殺対策に関する正しい知識の普及を図る必要があるとしており、本市においてもゲートキーパー養成研修の受講の取組を実施している。

令和7年度実績

周囲の人が自殺のサインに気づき、声をかけ、話を聞き、相談機関や専門機関につなぐことができれば、自殺予防の重要な役割を果たすと考え、市民、市内在勤者（高校生・大学生含む）向けの研修を実施した。

また、地域の身近な相談者、支援者として重要な役割を担う障がい者相談支援センター、地域包括支援センター、福祉サービス事業所等、学校関係職員に対しても研修を実施し、ゲートキーパーとしての人材育成を行った。

※令和7年度ゲートキーパー研修受講者（詳細については下表(1)～(4)のとおり）

◎こころの健康センター実施分：649名 ◎区保健福祉センター実施分：445名

※（累計）平成30年度からの受講者数 12,056名

(1) ゲートキーパー養成研修

内容：自殺の統計、ゲートキーパーの役割等

講師：精神保健福祉相談員、保健師

◎こころの健康センター実施分

講座名	回数	参加者
若者向けゲートキーパー研修 (高校生、大学生等)	7回	330名
市民講座	1回	50名
出前講座	2回	70名

◎区保健福祉センター実施分

講座名	回数	参加者
若者向けゲートキーパー研修 (高校生、大学生等)	6回	170名
その他（出前講座等）	16回	275名



ゲートキーパー手帳（大阪市版）より抜粋

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000555029.html>

(2) ゲートキーパー専門研修【支援者向け】

日時・対象	内容・講師	参加者
令和7年7月31日（木）14時～17時 令和7年12月25日（木）14時～17時 【対象：市内学校教職員・障がい者・高齢者相談機関・福祉サービス事業所等】	「自殺に傾いた人への支援」 ～傾聴と危機介入について～ 外部講師	124名

(3) ゲートキーパー専門研修【自殺危機初期介入スキル】

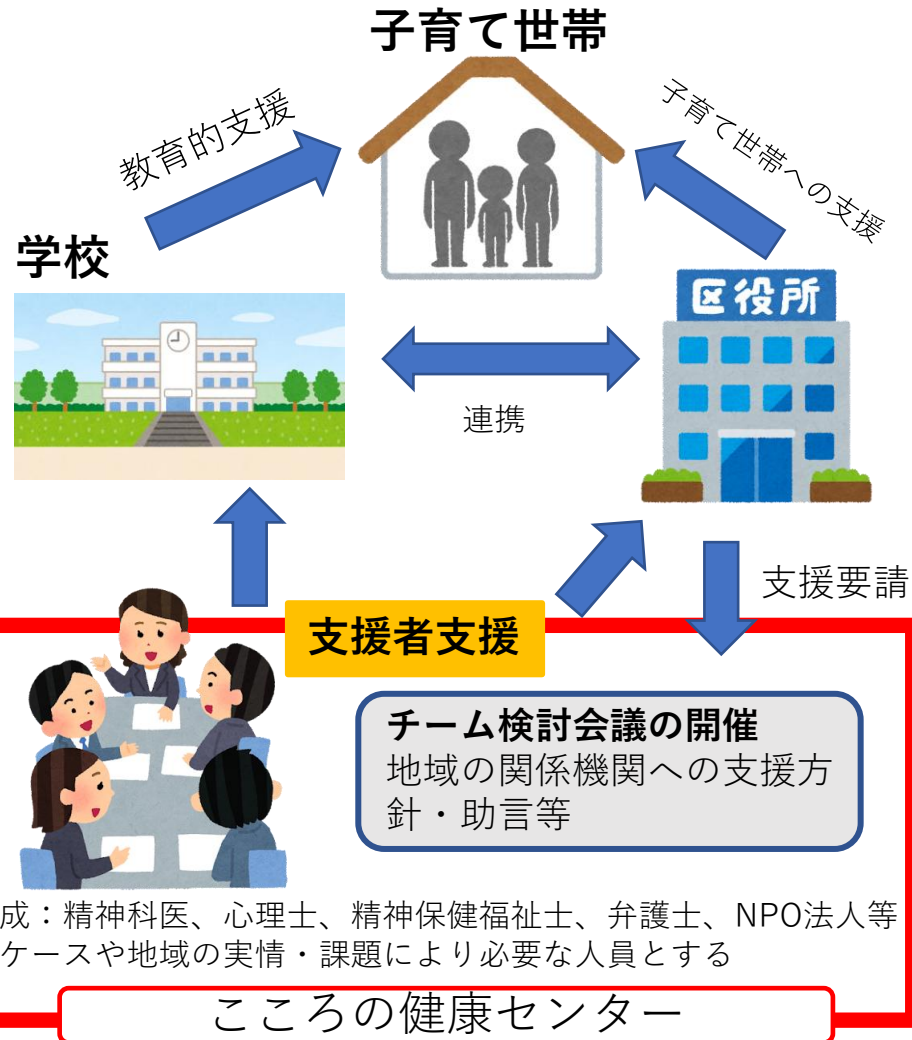
日時・対象	内容・講師	参加者
令和7年12月15日（月）9時15分～17時30分 令和7年12月18日（木）9時15分～17時30分 【対象：保健師・精神保健福祉相談員・生活保護ケースワーカー】	自殺危機初期介入スキル研修 大阪市こころの健康センター研修認定講師	38名

(4) 自殺未遂者相談支援事業従事者研修

日時・対象	内容・講師	参加者
令和7年5月26日（月）9時15分～12時15分 【対象：保健師・精神保健福祉相談員】	・自殺未遂者支援事業について ・演習、効果的な自殺未遂者対策 大阪市こころの健康センター精神保健福祉相談員	37名

大阪市こども・若者の自殺危機対応チーム事業

- 【現状】・近年、児童生徒の自殺者数は増加傾向にあり、令和7年の全国の自殺者数は、統計を取り始めた昭和55年以降、最多の538名となっている
⇒国において、「こども・若者自殺危機対応チーム」を設置して、学校と行政が連携して自殺対策を推進していくこととしている
・大阪市においても、10代と20代の死亡原因の第1位が自殺となっている



支援対象者

- ・自殺リスクのある児童生徒（※）を身近な地域で支援する学校や区役所（子育て・教育・保健・福祉の担当部署）等の職員。
- ・対象事例としては、学校と区役所等が連携し支援している中で、対応に苦慮している自殺リスクのある児童生徒（大阪市こどもサポートネット事業対象者、要保護児童、要支援児童等）が想定される。

※言動や周囲の事情から、一定のリスクがあると認められる以下の①～④の内容で、本事業による支援や助言等が必要と考えられる大阪市内在住の小中学生等。

- ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない、④身近な人を自死で失くしている

ポイント

- ・本事業は支援者支援であり、課題のあるこどもやその家族等への直接支援はしない
- ・チーム検討会議には、直接関わりのある地域の支援者（教職員、区役所職員等）の参加を支援要請元（区役所担当部署）が調整する

期待される効果⇒地域全体で「こども・若者が自殺に追い込まれることのない地域づくり」を進めることにより、

- ①こどもの自殺防止と学校等現場の負担軽減 ②地域の自殺防止の対応力の向上

令和7年度大阪市こども・若者の自殺危機対応チーム事業＜実施報告＞

＜実績＞ R7年5月より開催。実績・・・11件検討（内訳：小学生4件、中学生5件、その他2件）、支援者：延47名参加。

＜専門家の助言（一例）＞

- ・**支援者への支援**：主担当者は心理的負担が大きいため、やり取りや状況を複数の支援者で共有し、組織（管理職を含む）としてフォローする。支援者に余裕が生まれることで、本人の言動の意図を丁寧に捉えやすくなる。
- ・**「死にたい」発言の受け止め**：実行の有無とは別に、本人の気持ちとしての希死念慮は事実として受け止め、制止せずに背景や意図を丁寧に聴く。
- ・**相談先を複数作る**：本人の支えとなる大人・機関・関係性を増やし、特定の支援者に依存しない体制をつくる（進学・卒業等の節目で途切れない体制が重要）。
- ・**保護者支援**：保護者が関係機関に繋がりにくい例では、繋がれない理由を多面的（環境・身体・精神）に見立て、保護者のメンタルケア（不安・怒り等を吐き出せる場）を確保する。共感とねぎらいを起点に関係を築く。
- ・**思春期特性をふまえた伴走**：思春期は不安定になりやすく、本人の不安定さを「なくす」よりも、本人の苦しさに伴走し、支援者間で役割分担する。
- ・**リスクの捉え方**：エネルギーが高い子どもほど突発的に行動化する可能性もあるため、常に支援者間で状況を共有し、主担当者一人で抱えない配慮をする。

＜評価＞

- ・**高い満足度**＜直後アンケート（N=42）より＞
満足度は「とても満足」81.0%、「満足」16.7%。
内容面でも「対応方法がわかった」76.2%、「対象者理解が深まった」73.8%
- ・**現場での定着**＜3か月後アンケート（N=23）より＞
助言・方針を「活かせた」「どちらかと言えば活かせた」100%
支援者としての意識変化も「変化があった」「どちらかと言えば変化があった」86.9%

＜アンケート自由記載（抜粋）＞

専門性の高い助言や視点が非常に支援の参考になった。

検討会議で、校内の取り組みに対して評価が得られたことで、支援方法に自信をもつことができた。

自殺リスクが低いことや新たな視点に気づけたことがよかった。



学校・区役所等の現場を支援する体制を構築し、**支援者支援としての効果**が認められた。
特に、多職種の専門家（精神科医、弁護士、NPO法人等）から、**自殺リスクの見立ての整理、支援方針の明確化、役割分担の整理等に関する助言を得られる点**に意義があったと考えられる。

＜課題・今後の方向性＞

- ・**学校現場への周知・活用促進**：利用経験の偏りを抑え、出来るだけ多くの学校や区が必要時に活用できるよう、学校現場や区への周知をより一層進める。
- ・**研修等の検討**：希死念慮の受け止め方、保護者支援など共通課題を扱う研修等を検討し、地域の対応力向上につなげる。

大阪市における令和7年度までの主な自殺対策の実施状況 ※「重点施策における事業」は「指針における取組項目」に記載する内容を包含する事業であり、その内容に限定されるものではないことに留意							参考資料
指針における取組項目	計画書 ページ	重点施策における事業	事業概要	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施計画	担当部局	担当課
(1)自殺関連問題についての正しい知識と自殺対策事業についての広報を推進する							
①ICT(情報通信技術)の活用を含めた広報の取り組みを進める	28	・ホームページへ「大阪市の自殺防止」の記事掲載 ・SNS(Facebook、X(旧ツイッター)等)にて発信	ホームページやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等のインターネットを活用して、自殺関連問題についての正しい知識、本市の自殺の状況等の周知に努める	・ホームページへ本市の自殺対策にかかる記事掲載	・ホームページへ本市の自殺対策にかかる記事掲載	健康局	こころの健康センター
②自殺予防週間および自殺対策強化月間の普及啓発	28	・毎年の9月及び3月の「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」にあわせて、24時間電話相談を実施(府・堺市との共同事業)	自殺に関する相談やこころの健康に関する相談を行う24時間電話相談を府・堺市との共同事業で実施	・毎年の9月及び3月の「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」にあわせて、24時間電話相談を実施(府・堺市との共同事業)	・毎年の9月及び3月の「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」にあわせて、24時間電話相談を実施(府・堺市との共同事業)	健康局	こころの健康センター
	28	・自殺防止対策事業用啓発ステッカー・カード等の作成	自殺防止対策事業用啓発ステッカー・カード等を作成し、公的機関の視認性の高い場所に設置することで、広く自殺防止相談等の窓口を周知	・自殺防止対策事業用啓発カード・ポケットティッシュを作成し、公的機関の視認性の高い場所に設置等することで、広く自殺防止相談等の窓口を周知。	・自殺防止対策事業用啓発カード・ポケットティッシュを作成し、公的機関の視認性の高い場所に設置等することで、広く自殺防止相談等の窓口を周知。	健康局	こころの健康センター
	28	・街頭啓発キャンペーン	毎年9月及び3月の「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」に自殺予防に関わることや相談窓口について重点的に周知啓発(啓発カードの作成、街頭キャンペーン等)を実施	・令和6年9月:自殺予防週間に合わせ、京橋駅前において街頭啓発キャンペーンを実施。また、関係機関に対しポケットティッシュを配付。 ・令和7年3月:自殺対策強化月間に合わせ、京橋駅前において街頭啓発キャンペーンを実施。	・令和7年9月:自殺予防週間に合わせ、京橋駅前において街頭啓発キャンペーンを実施。また、関係機関に対しポケットティッシュを配付。 ・令和8年3月:自殺対策強化月間に合わせ、京橋駅前において街頭啓発キャンペーンを実施。	健康局	こころの健康センター
	28	・図書館での関連図書展示	毎年9月及び3月の「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」のいずれかにあわせて関連図書を展示	・中央図書館2階図書展示「こころを守る いのちを守る」展(2/21～3/31)	・3月の「自殺対策強化月間」にあわせて関連図書を展示	教育委員会事務局	中央図書館利用サービス
③自殺に関する実態把握の推進	28	・地域自殺実態プロファイルの分析	自殺総合対策推進センター自殺実態・統計分析室から提供された「地域自殺実態プロファイル」を分析し、今後の自殺対策事業の検討に活用	・地域自殺実態プロファイルの分析	・地域自殺実態プロファイルの分析	健康局	こころの健康センター
	28	・市民アンケート調査の実施(中間見直しに係るアンケート)	市民の自殺とその対策に関する認知度や関心度について把握し、今後の自殺対策の取組の参考とするため受注者が保有するデータベース(モニター会員)から抽出した大阪市内に居住する18歳以上の市民を対象とした調査を実施	・令和6年3月に制定した「大阪市自殺対策基本指針(第2次)」中間見直しの印刷・関係機関等へ配付。	・「大阪市自殺対策基本指針(第3次)」の制定に向けて令和8年度実施予定のことも・若者の実態調査にかかる内容の検討。	健康局	こころの健康センター
(2)市民一人ひとりの気づきと見守りを促す							
①自殺リスクを伴う状態、精神疾患についての正しい知識の普及啓発	29	・市民向け講座(こころの健康講座)	誰にでも起こり得る危機である自殺や精神疾患に対する正しい知識の普及啓発を目的とした市民向け講座を開催	・市民向け講座(こころの健康講座)の開催 2回91人	・市民向け講座(こころの健康講座)を開催予定。	健康局	こころの健康センター
②市民ゲートキーパーの養成	29	・市民向けゲートキーパー研修	地域における早期対応の中心的役割を果たす人材(ゲートキーパー)としての必要な自殺防止の知識や、自殺念慮をもつ人へ具体的な関わり方やコミュニケーションスキルを身につけることを目的とした市民向け講座を開催	・市民向けゲートキーパー研修 18回2,889人	・市民向けゲートキーパー研修を実施	健康局	こころの健康センター
	29	・うつ病の家族教室	うつ病者を支える家族が疾患についての正しい知識を学び、うつ病者への適切な接し方を身につけることでゲートキーパーの役割を果たすことができるようにするための講座を実施	・うつ病の家族教室 2回延64人	・うつ病の家族教室を実施	健康局	こころの健康センター
	29	・うつ病の家族教室修了者交流会	うつ病者を支える家族が悩みを分かち合い、お互いの体験等を共有することで対応方法を学び、家族自身も健康的な生活ができるようになるために、同じ立場にある家族同士の交流会を開催	・うつ病の家族教室修了者交流会 9回延31人	・うつ病の家族教室修了者交流会を実施	健康局	こころの健康センター
③社会的少数者への理解と受け入れの促進	30	・人権啓発・相談センター相談事業	人権相談に対応する専門の相談員を配置し、複雑、多様な人権侵害に対する救済につなげる	・人権啓発・相談センター相談事業	・人権啓発・相談センター相談事業	市民局	人権啓発・相談センター
④生きづらさを軽減する考え方の普及支援	30	・依存症対策支援事業	薬物・アルコール・ギャンブル等の依存症は自殺へのリスクを高める要因であることから、正しい知識の普及啓発及び相談等を実施	・依存症対策支援事業 相談支援事業電話等1,380件、面接279件 専門の医師による相談延92件	・依存症対策支援事業を実施	健康局	こころの健康センター

指針における取組項目	計画書 ページ	重点施策における事業	事業概要	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施計画	担当部局	担当課
(3)依然として自殺死亡率の高い中高年男性への取り組みを行う							
①職場におけるメンタルヘルス対策の推進	31	・企業向けメンタルヘルス推進担当者のための研修会	府内事業所等のメンタルヘルス推進担当者を対象にしたメンタルヘルスに関する基礎知識とストレスチェック制度についての研修会を大阪府との共催で実施	・企業向けメンタルヘルス推進担当者のための研修会(令和6年10月23日と令和7年3月5日に実施)	・企業向けメンタルヘルス推進担当者のための研修会(令和7年10月9日と令和7年12月11日に実施)	市民局	雇用女性活躍推進課
②労働や経営に関する相談窓口の充実	31	・法律相談	市民生活上の問題で、法律の知識を要するものについて、弁護士から、問題解決の糸口を見つけていただくための助言や情報提供を行う	・法律相談 11,335件(巡回法律相談10,857件、ナイトー法律相談147件、日曜法律相談264件、外国人住民法律相談67件)	・法律相談	市民局	区行政制度担当
	31	・年金・労働相談	厚生年金・国民年金など社会保険全般及び労働災害・未払い賃金・セクシャルハラスメント・パワーハラスメントなど労働問題全般について、社会保険労務士から、問題解決の糸口を見つけていただくための助言や情報提供を行う	・年金・労働相談 12件	・年金・労働相談	市民局	区行政制度担当
	31	・男性の悩み相談	仕事や夫婦関係など身近な人間関係の悩み、生き方など男性のさまざまな悩みについて、男性相談員による相談を実施	・男性の悩み相談 電話相談:228件 面接相談:110件	・女性総合相談(指定管理業務)の一部として実施。	市民局	男女共同参画課
	31	・大阪産業創造館における経営相談	中小企業経営者の相談に対応するため、大阪産業創造館の経営相談を休日、夜間も予約制で実施	・大阪産業創造館における経営相談	・大阪産業創造館における経営相談	経済戦略局	企業支援課
③生活困窮者への支援の充実	31	・消費生活相談事業	悪質商法等の消費者被害の救済・防止を目的として消費生活相談を実施	・面接相談:110件	・消費生活相談事業	市民局	消費者センター
	31	・生活困窮者自立支援事業	各区役所内に相談支援窓口を設置し、相談支援員が多様で複合的な課題を抱える方に対し、他法・他施策の窓口や地域のネットワーク、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行う	・生活困窮者自立支援事業 相談件数12,338件	・生活困窮者自立支援事業 相談件数約12,000件	福祉局	自立支援課
(4)自殺死亡率が大きく増加している子ども・若者の自殺対策を推進する							
①若年層の特性に応じた支援の充実	32	・思春期関連問題相談事業	思春期は様々な不安や葛藤等に端を発して、精神障がいを引き起こしやすいため、思春期に関連するこころの問題に対して、医師による専門相談、啓発講座、支援者向け研修を実施	・思春期関連問題相談事業 延53件	・思春期関連問題相談事業 月2回実施。	健康局	こころの健康センター
	32	・思春期健康教育事業	生命の尊さ、子育てに対する自覚及び男女の相互理解を促すため、中学生等を対象に、地域において性と生殖に係わる専門家が学校へ出向き、思春期集団健康教育及び個別相談により、思春期の男女の個人的な健康不安の解消を図る	・思春期健康教育事業	・思春期健康教育事業	こども青少年局	管理課
	32	・SNSを活用した児童生徒のための相談窓口の開設	SNSを活用して、児童生徒からいじめ等の様々な悩みを幅広く受け止める相談窓口を開設	・SNSを活用した児童生徒のための相談窓口の開設し、のべ1333件の相談があった。	・引き続き、SNSを活用した児童生徒のための相談窓口を開設する。	教育委員会事務局	指導部教育活動支援担当
②若年層を対象としたゲートキーパー研修の実施	32	・若年層(学生等)向けゲートキーパー養成研修	高校生・大学生・専門学校生等を対象として、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」を養成	・若年層(学生等)向けゲートキーパー養成研修10回366人	・若年層(学生等)向けゲートキーパー養成研修を実施	健康局	こころの健康センター
③学校における支援体制の充実	32	・24時間こどもSOSダイヤル	いじめ問題やその他のこどもの「SOS」に悩むこどもや保護者の相談対応を行う	・24時間こどもSOSダイヤル 相談件数 3,339件	・いじめ問題やその他のこどもの「SOS」に悩むこどもや保護者の相談対応を行う	こども青少年局	中央こども相談センター
	32	・スクールカウンセラーによる相談	大阪市立小中学校、義務教育学校にスクールカウンセラーを配置し、不登校やいじめ、友人関係、家庭での困りごと等の相談対応を行う	・スクールカウンセラーによる相談 年間相談回数 65,155回	・大阪市立小中学校、義務教育学校にスクールカウンセラーを配置し、不登校やいじめ、友人関係、家庭での困りごと等の相談対応を行う	こども青少年局	中央こども相談センター
	32	・スクールカウンセラー(臨床心理士)による高等学校への支援→もと市立高等学校が大阪府へ移管したことにより移管(R3年度末)	進路や勉強の悩み、問題行動、自傷行為、友人関係等、生徒をめぐる相談全般と助言を行うことにより学校の相談体制を充実させ、健康で安全な学校生活を送れるような環境づくりに努める。これによって生徒の悩みや不安の早期発見・早期対応に努めるとともに、心の病に起因するような事件や問題行動を未然に防止する		大阪府へ移管	(大阪府)	(大阪府)
	32	・大阪市こどもサポートネット(スクールソーシャルワーカーの配置)	学校においてスクリーニングを実施し、様々な課題(児童虐待を含む)に対してのアセスメントとともに、学校への教育的支援を行うスクールソーシャルワーカー(SSW)を各区に配置する	・大阪市こどもサポートネットにおいて、スクールソーシャルワーカーを62名配置した。	・引き続き、こどもサポートネットスクールソーシャルワーカーを各区に配置する。	教育委員会事務局	指導部教育活動支援担当

※「重点施策における事業」は「指針における取組項目」に記載する内容を包含する事業であり、その内容に限定されるものではないことに留意

参考資料

指針における取組項目	計画書ページ	重点施策における事業	事業概要	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施計画	担当部局	担当課
④ひきこもり状態にある若年者の支援の充実	32	・ひきこもり相談窓口事業	「大阪市ひきこもり地域支援センター」をこのころの健康センターに設置し、本人や家族等からの相談支援を実施	・ひきこもり相談窓口事業 電話相談 延795件 面接相談 延30件 専門相談 延26件 家族教室12回 延75人 家族交流会4回 延39人	・ひきこもり相談窓口事業 電話相談,面接相談 専門相談 家族教室12回 家族交流会4回	健康局	このころの健康センター
	32	・ひきこもりLINE相談事業	ひきこもりで悩んでおられる方やそのご家族等で、LINEによる相談を希望される方に対して実施	・ひきこもりLINE相談事業 相談受付件数 延594件	・ひきこもりLINE相談事業	健康局	このころの健康センター
⑤自殺未遂者及びその家族等に対する支援	32	・大阪市こども・若者の自殺危機対応チーム事業	自殺リスクのある児童生徒に関わる支援機関に対して、自殺対策に詳しい多職種により構成される専門家チームが事例への対応方針に関する助言を行うなど、対応力向上に向けた支援を実施する。		・こども・若者の自殺危機対応チーム事業 チーム事業検討会議を月1回実施	健康局	このころの健康センター

(5)自殺死亡率の減少傾向が緩やかな女性への自殺対策を推進する

①妊産婦への支援の充実	33	・産婦健康診査事業	産後うつ等の予防や新生児への虐待予防を図る観点から、産後2週間、産後1か月など、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(産後の母体の回復や授乳状況及び産婦の精神状態の把握)を実施	・産婦健康診査 前期受診者数:16,952人 後期受診者数:15,446人	・産婦健康診査の実施	こども青少年局	管理課
	33	・産後ケア事業	退院直後に体調不良や育児不安がある方を対象に、ショートステイやデイケア、アウトリーチの利用を通じて、母親の心身のケアや育児サポートをすることにより、産後も安心して子育てができる支援を行う	・産後ケア事業(各サービス毎の実利用人数) ショートステイ:2,437人 デイケア:2,383人 アウトリーチ:1,948人	・産後ケア事業を実施	こども青少年局	管理課
②コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援	33	・女性の悩み相談	離婚、職場やご近所での人間関係、将来への不安など、女性のさまざまな悩みについて、女性相談員による相談を実施	・女性の悩み相談 面接相談:686件 電話相談:10,937件 メール相談:502件	・女性の悩み相談	市民局	男女共同参画課
	33	・女性のつながりサポート事業	不安や孤独を抱える女性や、様々な困難・課題を抱える女性に、LINE相談や生理用品の提供、同じ悩みを抱える女性へのグループワーク、法律相談、こころとからだの専門相談などにより、社会とのつながりの回復に向けた支援を行う	・女性のつながりサポート事業 LINE相談:1,781件 ともだち登録:2,695件 生理用品の提供:2,520パック 専門相談:60件(法律・からだ・マネー・労働)	女性総合相談(指定管理業務)の一部として実施。 ・LINE相談 ・専門相談 ・生理用品の提供(防災備蓄品)	市民局	男女共同参画課
③困難な問題を抱える女性への支援	34	・困難な問題を抱える女性支援推進等事業	女性相談支援員が、性的な被害や親族間暴力など、女性が抱えやすいさまざまな問題に寄り添い、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行う	・女性相談支援員による支援 電話相談:135件 面接相談:142件 同行支援:11件 一時保護等:3件 証明書等発行:102件	・女性相談支援員による支援	市民局	男女共同参画課
	34	・ドメスティック・バイオレンス(DV)対策事業	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」に基づき、ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者からの相談を受け、必要に応じ、被害者の緊急一時的な保護を実施し、各種法制度の利用に関する援助などの自立支援等を行う	・ドメスティック・バイオレンス(DV)対策事業 電話相談:701件 面接相談:151件 メール相談:212件	・ドメスティック・バイオレンス(DV)対策事業	市民局	男女共同参画課
	34	・家庭問題相談	夫婦・親子など家庭内の問題や人間関係について、家庭問題専門相談員(裁判所の家事調停委員(現役やOB))から、問題解決の糸口を見つけていただくための助言や情報提供を行う	・家庭問題相談 92件	・家庭問題相談	市民局	区行政制度担当
	34	・生活困窮者自立支援事業【再掲】	各区役所内に相談支援窓口を設置し、相談支援員が多様で複合的な課題を抱える方に対し、他法・他施策の窓口や地域のネットワーク、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行う	・生活困窮者自立支援事業 相談件数12,338件	・生活困窮者自立支援事業 相談件数約12,000件	福祉局	自立支援課

※「重点施策における事業」は「指針における取組項目」に記載する内容を包含する事業であり、その内容に限定されるものではないことに留意

参考資料

指針における取組項目	計画書 ページ	重点施策における事業	事業概要	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施計画	担当部局	担当課
(6)自殺対策にかかる人材の確保、養成、および資質の向上を図る							
①地域の中心的役割を果たす人材の育成	34	・ゲートキーパー専門研修	精神保健相談員及び保健師等に対し、地域保健分野におけるゲートキーパーとして必要な自殺防止の知識や自殺未遂者への関わり方について研修を実施	・ゲートキーパー専門研修 2回延112人	・ゲートキーパー専門研修の開催	健康局	こころの健康センター
	34	・自殺危機初期介入スキル研修	精神保健福祉相談員や保健師・査察指導員・生活保護担当ケースワーカー等に対し、自殺を考えている人への危機への関わり方のスキルについて、ロールプレイなどの実践研修を実施	・自殺危機初期介入スキル研修 2回延35人	・自殺危機初期介入スキル研修の開催	健康局	こころの健康センター
	34	・自殺に関する事例検討会の開催	相談業務を行っている職員等で、自殺に関連する事例について検討会を開催し、社会的背景や健康状態、適切な支援の方法等について分析・検討を実施	・自殺に関する事例検討会の開催	・自殺に関する事例検討会の開催	健康局	こころの健康センター
	34	・アルコール依存症者支援者育成事業	アルコール関連問題に関わる支援者に対し、検討課題や事例を持ち寄り、検討会や講演会を行うことにより支援者の育成を目指して正しい理解や支援方法などの研修を実施	・アルコール依存症者支援者育成事業 2回延42人	・アルコール依存症者支援者育成事業 2回実施	健康局	こころの健康センター
	34	・心のサポーター養成研修	メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者を養成する研修を実施	・心のサポーター養成研修 17回参加者568人	・心のサポーター養成研修の開催	健康局	こころの健康センター
②行政機関と民間団体との連携の強化	35	・行政機関と民間団体との連携の強化	民間団体の有識者に本市自殺対策に対するご意見などをいただきながら自殺防止対策を推進	・民間団体の有識者に本市自殺対策に対するご意見などをいただきながら自殺防止対策を推進している。	・民間団体の有識者に本市自殺対策に対するご意見などをいただきながら自殺防止対策を推進する。	健康局	こころの健康センター
③災害派遣精神医療チーム(DPATとの連携	35	・DPAT会議等に参加	大阪府が開催するDPAT会議及びDPAT研修に参加	・DPAT会議等に参加 DPAT養成研修(2日)に参加	・大阪府が開催するDPAT会議や研修に参加する	健康局	こころの健康センター
(7)適切な精神保健医療福祉サービスを受けやすいようにする							
①精神疾患等によるハイリスク者に対する啓発	35	・自殺予防電話相談事業	国における「こころの健康相談統一ダイヤル」に参加し、自殺を防ぐための地域における相談体制を整備	・自殺予防電話相談事業 延1,426件	・自殺予防電話相談事業	健康局	こころの健康センター
	35	・こころの悩み電話相談	こころの悩みをもつ市民を対象に、生活を送るうえでの支障となっているこころの悩みの軽減を図るため、こころの悩み電話相談を開設し、専門的な立場から助言指導を実施	・こころの悩み電話相談 延2,606件	・こころの悩み電話相談	健康局	こころの健康センター
	35	・家庭問題相談【再掲】	夫婦・親子など家庭内の問題や人間関係について、家庭問題専門相談員(裁判所の家事調停委員(現役やOB))から、問題解決の糸口を見つけていただくための助言や情報提供を行う	・家庭問題相談 92件	・家庭問題相談	市民局	区行政制度担当
	35	・犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者等が、犯罪被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活ができるようになることを目的に、関係機関の案内や情報提供、また、見舞金の支給や日常生活の支援等を行うとともに、犯罪被害者等が置かれている状況について市民の理解が深まるよう広報・啓発に取り組む	・犯罪被害者等支援事業 相談件数:210件 見舞金支給件数:25件 日常生活支援等件数:27件 各種媒体等を活用した広報・啓発	・犯罪被害者等支援事業 相談窓口における相談対応・情報提供の実施 見舞金の支給や日常生活の支援等 各種媒体等を活用した広報・啓発	市民局	人権企画課
	35	・ひとり親家庭等就業自立支援サポート体制強化事業	ひとり親家庭の方や離婚を考えている方に対し、就職や自立支援に関する制度などの情報を提供するとともに、きめ細かな相談支援を行う専門の相談員として会計年度任用職員(ひとり親家庭サポーター)を各区保健福祉センターに設置	・ひとり親家庭等就業自立支援サポート体制強化事業 就職者数232人	・ひとり親家庭サポーターによる相談支援を実施	こども青少年局	こども家庭課
	35	・愛光会館事業	ひとり親家庭等に対し、相談事業、各種交流事業、育児・教養に関する講座、研修会を実施する。また、就業支援講習会の実施や就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供等を行う	・愛光会館事業 就業相談件数:3,483件 新規求職登録者数:498件 就職者数:267人	・ひとり親家庭等に対し、一貫した就業支援サービスの提供等を行う	こども青少年局	こども家庭課
	35	・地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業	支援が必要な要援護者に対して、個人情報の地域への提供にかかる同意確認を実施し、同意のあった方を地域の見守り活動につなぐとともに、福祉専門職のワーカーが、自ら相談が出来ない等社会的孤立に陥るおそれのある世帯等へのアウトリーチや、認知症高齢者等が行方不明になった際のメール配信等を行う	・地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業の実施 地域へ提供した要援護者数:80,481件 相談件数:75,696件 相談実人数:15,488人 アウトリーチ件数:11,316件 アウトリーチ延べ人数:4,259人 認知症高齢者メール配信数:82件	・「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」の実施	福祉局	地域福祉課

大阪市における令和7年度までの主な自殺対策の実施状況

※「重点施策における事業」は「指針における取組項目」に記載する内容を包含する事業であり、その内容に限定されるものではないことに留意

参考資料

指針における取組項目	計画書 ページ	重点施策における事業	事業概要	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施計画	担当部局	担当課
	35	・サポート型訪問サービス事業	閉じこもり・認知機能低下・うつ状態の予防、栄養改善、口腔機能向上が必要な高齢者に対し、看護師・管理栄養士・歯科衛生士が訪問し、3～6か月相談指導を行い、機能向上をめざす	・サポート型訪問サービス 延利用人数23人	・サポート型訪問サービス	福祉局	地域包括ケア推進課
	35	・介護予防把握事業	あらゆる機会をとらえ高齢者の心身の状態を「基本チェックリスト」で確認し、閉じこもり等何らかの支援が必要な高齢者を早期に把握し、すみやかに介護予防活動につなげる	・介護予防把握事業 基本チェックリスト実施件数991件	・介護予防把握事業	福祉局	地域包括ケア推進課
	35	・ハイリスク高齢者への家庭訪問事業	要介護・要支援認定を受けていない後期高齢者のうち、後期高齢者医療健康診査及び高齢者質問票において、閉じこもりがちで認知機能や心身の状態が低下していると考えられる高齢者や65歳以上でフレイル状態と考えられる高齢者に対し、「基本チェックリスト」や「IADL様式(日常生活チェック票)」、「DASC-21」を実施し、軽度認知症やハイリスク高齢者を早期に把握し、必要な支援につなげる	・ハイリスク高齢者への家庭訪問事業 訪問人数:1,799人	・ハイリスク高齢者への家庭訪問事業	福祉局	地域包括ケア推進課
①精神疾患等によるハイリスク者に対する啓発	35	・介護予防地域健康講座・健康相談 ・介護予防地域健康情報発信事業	閉じこもり・認知症・うつ予防、生きがいや社会参加など精神的充足感を持てる生活の重要性等の介護予防に関する知識の普及と行動変容に向けた主体的な取り組みを促進し、心身の健康相談に応じるにより、家庭における健康管理を行えるよう必要な指導・助言を行う	・介護予防地域健康講座・健康相談 実施回数:2,639回 受講人数:43,920人 ・介護予防地域健康情報発信事業 各区版リーフレット等作成部数32,000枚	・介護予防地域健康講座・健康相談 ・介護予防地域健康情報発信事業	福祉局	地域包括ケア推進課
	35	・介護予防教室(なにわ元気塾)事業	身近な地域の集会所等において、体操運動・栄養改善・口腔機能向上・認知症予防・レクリエーション等の介護予防活動を通じて地域の方との交流の機会を持つことにより、高齢者の外出機会の増加、生活範囲の拡大をはかる	・介護予防教室 実施回数:3,782回 延参加人数:43,150人	・介護予防教室	福祉局	地域包括ケア推進課
	35	・介護予防ポイント事業	高齢者の外出機会の増加や社会参加、生きがいづくり、介護予防を目的とし、介護保険施設等における介護支援活動等や生活支援を必要とする高齢者に対する生活支援活動を行った場合に、活動時間に応じポイントを交付し、1ポイント100円として換金(寄附含む)する	・介護予防ポイント事業 活動者:464人	・介護予防ポイント事業	福祉局	地域包括ケア推進課
	35	・依存症対策支援事業【再掲】	薬物・アルコール・ギャンブル等の依存症は自殺へのリスクを高める要因であることから、正しい知識の普及啓発及び相談等を実施	・依存症対策支援事業 相談支援事業電話等1,380件、面接279件 専門の医師による相談延92件	・依存症対策支援事業を実施	健康局	こころの健康センター
②各種相談機関にかかる周知の充実	36	・ホームページへ「大阪市の自殺防止」の記事掲載 ・SNS(Facebook、X(旧ツイッター)等)にて発信【再掲】	ホームページやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等のインターネットを活用して、自殺関連問題についての正しい知識、本市の自殺の状況等の周知に努める	・ホームページへ本市の自殺対策かかる記事掲載	・ホームページへ本市の自殺対策かかる記事掲載	健康局	こころの健康センター
③医療機関職員を対象とした研修の実施	36	・精神保健福祉関係職員研修	精神障がい者は地域生活を送るうえで複雑な健康課題やニーズを抱えていることが多く、必要な支援を受けられる環境を整備することが重要であるため、専門的な情報や技術を修得できるよう研修を実施	・精神保健福祉関係職員研修 3回183人	・精神保健福祉関係職員研修の開催	健康局	こころの健康センター
④精神科医療体制の充実	36	・地域連携拠点・地域精神科医療提供機関を選定 ・大阪府大阪市精神医療懇話会を開催	・地域連携拠点・地域精神科医療提供機関を選定 ・大阪府大阪市精神医療懇話会において、関係者による情報共有や意見交換を行い、第7次医療計画に基づく大阪市二次医療圏の精神医療体制について連携	・地域連携拠点・地域精神科医療提供機関を選定 ・大阪府大阪市精神医療懇話会を開催	・地域連携拠点・地域精神科医療提供機関を選定 ・大阪府大阪市精神医療懇話会を開催	健康局	こころの健康センター

※「重点施策における事業」は「指針における取組項目」に記載する内容を包含する事業であり、その内容に限定されるものではないことに留意

參考資料

指針における取組項目	計画書ページ	重点施策における事業	事業概要	令和6年度の実施状況	令和7年度の実施計画	担当部局	担当課
(8)自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ							
①自殺未遂者相談支援事業の実施	38	・自殺未遂者相談支援事業	各区保健福祉センターが窓口となり、市内警察署と連携して、継続相談や必要な関係機関につなげるにより未遂者の更なる自殺行為を防ぐ	・自殺未遂者相談支援事業 延620件	・自殺未遂者相談支援事業の実施	健康局	こころの健康センター
	38	・自殺未遂者相談支援事業連絡会議	大阪弁護士会・大阪司法書士会等と連携し、相談者を適切な窓口へつなぐための連絡会議を開催	・自殺未遂者相談支援事業連絡会議 3回	・自殺未遂者相談支援事業連絡会議の開催	健康局	こころの健康センター
②救急医療と連携した適切な対応	38	・精神科救急医療体制の整備	夜間・休日における入院治療等が必要な方に対応するため、輪番による空床確保等による精神科の救急体制を実施	・精神科救急医療体制の整備	・精神科救急医療体制の整備	健康局	こころの健康センター
③自殺念慮者に対する安全対策	38	・民間鉄道駅への可動式ホーム柵等整備促進（OsakaMetro除く）	鉄道駅舎における可動式ホーム柵及びホームドアの整備を促進することによって、プラットフォームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、もって障がい者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全を確保する	・民間鉄道駅への可動式ホーム柵等整備促進	・民間鉄道駅への可動式ホーム柵等整備促進	計画調整局	交通政策課
	38	・民間鉄道駅への可動式ホーム柵等整備促進（OsakaMetro）	鉄道駅舎における可動式ホーム柵及びホームドアの整備を促進することによって、プラットフォームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、もって障がい者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全を確保する	・Osaka Metroは令和5年4月1日から国により新たに創設された鉄道駅バリアフリー料金制度を活用して可動式ホーム柵整備を整備している。 【令和6年度実績】 ・可動式ホーム柵整備： 谷町線5駅、四つ橋線6駅、中央線13駅（完了）	・Osaka Metroは令和5年4月1日から国により新たに創設された鉄道駅バリアフリー料金制度を活用して可動式ホーム柵整備を整備している。 【令和7年度計画】 ・可動式ホーム柵整備： 谷町線20駅（完了予定）	都市交通局	鉄道ネットワーク担当
④インターネット上の不適切な情報への対応	38	・人権啓発・相談センター相談事業	専門相談員が、インターネット上の誹謗中傷などによる人権侵害に遭われた方への相談支援を実施。また、法的な助言が必要と認められる場合には、弁護士相談を実施するなど相談支援を強化する	・人権啓発・相談センター相談事業	・人権啓発・相談センター相談事業	市民局	人権啓発・相談センター
(9)遺された人への支援を充実する							
①遺族のための情報提供の推進	39	・自死遺族に対する情報提供	大切な人を失った際の悲嘆への正しい知識や、自死遺族を対象とした自助グループや支援団体の情報提供等をリーフレットやホームページを活用して実施	・自死遺族に対する情報提供	・自死遺族に対する情報提供	健康局	こころの健康センター
②自死遺族相談の実施	39	・自死遺族相談事業	自死遺族を対象に社会復帰の支援や二次的な自殺の防止など、精神面からのケアを目的として専門家による相談を実施	・自死遺族相談事業 電話相談37件 来所相談55件	・自死遺族相談事業の実施	健康局	こころの健康センター
③自死遺族相談従事者養成研修の実施	39	・自死遺族相談従事者養成研修	自死遺族の心理や悲嘆について学び、遺族に対する対応やその際に心がけること等について理解を深めることで遺族の回復を支えることを目的に、精神保健福祉関係職員、精神科医療機関の職員、教育機関の職員等を対象に大阪府との共催で実施	・自死遺族相談従事者養成研修 1回61人 （うち大阪市職員、市内教育機関職員12人）	・自死遺族相談従事者養成研修の開催	健康局	こころの健康センター
(10)勤務問題による自殺対策を推進する							
①関係機関への働きかけ	40	・大阪産業保健総合支援センターや労働基準監督署等と情報共有等の連携を強化	大阪産業保健総合支援センターとの共催による心のサポーター養成研修、ゲートキーパー研修を実施	・大阪産業保健総合支援センターとの共催による心のサポーター養成研修 2回延84人	・大阪産業保健総合支援センターとの共催による心のサポーター養成研修を開催	健康局	こころの健康センター
②職場におけるメンタルヘルス対策の推進【再掲】	40	・企業向けメンタルヘルス推進担当者のための研修会【再掲】	府内事業所等のメンタルヘルス推進担当者を対象にしたメンタルヘルスに関する基礎知識とストレスチェック制度についての研修会を大阪府との共催で実施	・企業向けメンタルヘルス推進担当者のための研修会（令和6年10月23日と令和7年3月5日に実施）	・企業向けメンタルヘルス推進担当者のための研修会（令和7年10月9日と令和7年12月11日に実施）	市民局	雇用女性活躍推進課
	40	・おおさか介護サービス相談センターにおける介護ハラスメント弁護士相談	おおさか介護サービス相談センターにおいて、介護現場における利用者やその家族からの職員への度重なる暴言、身体的暴力、セクシャルハラスメント、著しく不当な要求や迷惑行為などでお困りの際に、法律分野の専門相談員である弁護士に直接相談していただける窓口を設置	・「介護ハラスメント弁護士相談」の実施 令和6年度相談ケース数：9ケース	・「介護ハラスメント弁護士相談」の実施	福祉局	介護保険課

【新規事業】R8大阪市こども・若者の実態調査（案）

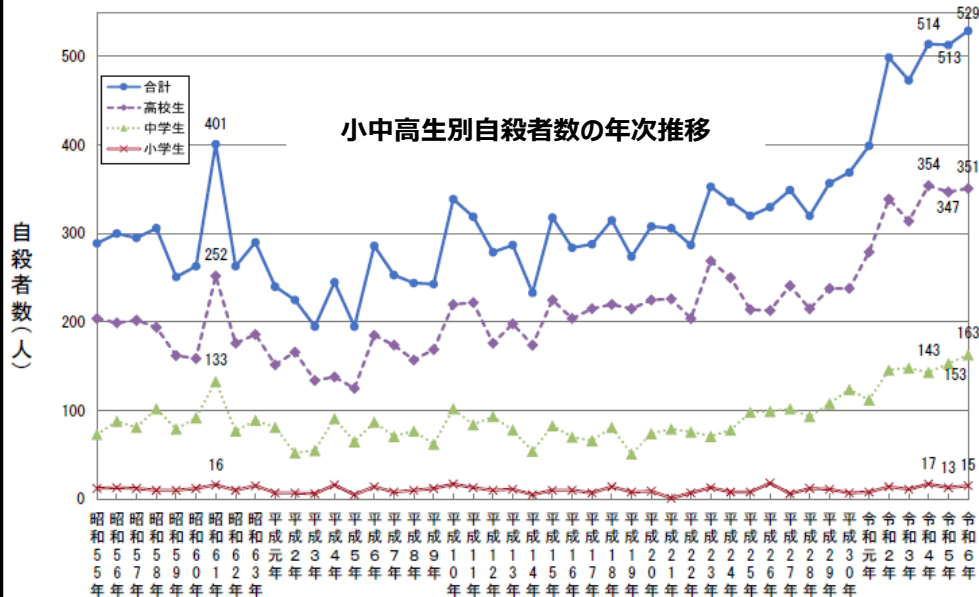
< 背景 >

- ・R6年 小中高生の自殺者数が**過去最高**を更新。
- ・R7年2月 代表質問での**市長答弁**

こども・若者が抱える課題の実態調査について、「調査対象や内容について関係部局間で検討を行い、次期指針の策定に合わせて調査を実施し、施策に反映できるよう指示する」。

< 調査目的 >

こども・若者が自殺に至る背景には複雑に絡み合った要因があることから、調査対象や内容について関係部局間で検討を行い、次期指針の策定（R10年度）に合わせて調査を実施し、施策に反映させることを目的とする。



前回（第31回大阪市精神保健福祉審議会 自殺防止対策部会：令和8年2月13日開催）の主なご意見

	質問項目	問	前回の主なご意見
全体			設問内容が重い。また、設問数が多すぎる。重複質問整理で設問を削減できるのではないか。
			子どもが回答する際のプライバシー（親が見る可能性）と保護、合理的配慮（身体・知的・精神面で援助が必要な人）をどう担保するのか。
			倫理的配慮（途中でしんどくなった場合の相談窓口案内、同意説明、プライバシー保護、誰が分析するか等）を強く要請する。
			発達段階合わせて比較分析できるように、年齢の偏りが出ないように調査対象を抽出すること。
属性	性別	問 1	
	年齢（生年月）	問 2	Web設計（西暦プルダウン等）で入力負担を軽減できるのではないか。
	同居人	問 3	家族関係が「同居家族がいる前提」になっており、施設入所者等の扱いが不明である。また、同居家族の選択肢が細かすぎる。分析目的に見合う簡素化をしてはどうか。
	未婚	問 4	
	睡眠時間	問 5	
	インターネット等の使用時間	問 6	
	インターネット等の困りごとの経験	問 7	
	興味があること（スポーツ・趣味・娯楽活動等）への参加状況	問 8	
	家族との関係	問 9	同居家族が前提になっている。家族と一緒にいない人たちにどう答えてもらうのかを考えてほしい。
	友人について	問 1 0	
	友人との関係	問 1 1	
	健康状態（身体面）	問 1 2	
	健康状態（精神面）	問 1 3	
	持病、障がい等	問 1 4	
	就学経験	問 1 5	
	通学状況	問 1 6	フリースクールの場合が選択肢にない。
	就業状況	問 1 7	

前回（第31回大阪市精神保健福祉審議会 自殺防止対策部会：令和8年2月13日開催）の主なご意見

	質問項目	問	前回の主なご意見
自傷行為・ 自殺念慮・ 自殺未遂経験 者の特徴	働き方（雇用形態）	問 1 7 - 1	・雇用形態の「自営業」と「自由業」は若年層に分かりにくい。フリーランス等の表現、区分の明確化をした方がよいのではないか。 ・就労継続支援B型等の選択肢（A型や雇用関係の扱い）がわかりにくい。
	日々の感情	問 1 8	「日々の感情」がネガティブ中心で負担感がある。ポジティブな項目も入れてはどうか。また、言葉の難しさ、子供が答えるのが難しい設問（「骨折り」「気分が沈み込んで何が起こっても気が晴れないように感じた」等）があるので表現を変えた方がいい。選択肢の尺度については5件法であるが、他の設問（4件法）との統一性が欠如している。
	孤立・疎外感	問 1 9	責められている感じがするので、言葉をかंगाえたほうがよい。
	日常生活についての不安やしんどさ	問 2 0	「不安」より「しんどさ」等、実態に合う表現の方がいいのではないか。
	不安やしんどさの内容	問 2 0 - 1	複数概念を1つの選択肢に混在させる「ダブルバインド（恋人＋友人、家族収入＋自分収入等）」の問題がある。
	相談先	問 2 1	・相談先の「公的機関や民間組織の相談窓口」は具体例（消費者センター、法律専門家等）を示した方がよい。 ・相談相手に「生成AI」とあるが、AIは信頼性の観点で相談先として疑問がある。 ・ダブルバインド（父親＋母親）の問題がある。
	相談しない（できない）理由	問 2 1 - 1	・どういうふうに相談したらいいかわからない、を選択肢に追加するほうがよい。 ・これ以上相談しても解決しない、の選択肢は誰に相談したのかわからず排除されてしまうので心配。
	自傷行為の有無	問 2 2	・「オーバードーズ（過量服薬）」等の用語が若者に理解されるかを懸念がある。 ・選択肢3「2～9回」へ変更。
	1年以内の自傷行為の有無	問 2 2 - 1	
	自傷行為の理由	問 2 2 - 2	「不快な感情に対処する（うつ病や不安など）」の表現がわかりにくい。
	自殺念慮の有無	問 2 3	「消えたい」「死にたい」の表現が自殺企図をうまく捉えるうえで適切な表現か懸念している。
	自殺念慮の強さ、頻度	問 2 3 - 1	
	自殺念慮の始期	問 2 3 - 2	

前回（第31回大阪市精神保健福祉審議会 自殺防止対策部会：令和8年2月13日開催）の主なご意見

	質問項目	問	前回の主なご意見
自傷行為・ 自殺念慮・ 自殺未遂を 取り巻く状況	自殺念慮の理由（家庭、健康、経済・生活、勤務、交際、学校、その他）	問 2 3 - 3	設問が「原因を本人に考えさせる」作りで恣意的で負担が大きく、個人の責任に寄せた選択肢が多いことを懸念。社会・環境側（受け入れられない、意味・価値の喪失、孤独・虚無感など）を捉える項目追加すべき。
	自殺したいと思った時の相談の有無	問 2 3 - 4	
	自殺したいと思った時の相談相手	問 2 3 - 5	相談先の「公的機関や民間組織の相談窓口」は具体例（消費者センター、法律専門家等）を示した方がよい。また、相談相手に「生成AI」とあるが、AIは信頼性の観点で相談先として疑問がある。
	自殺したいと思った時に相談しなかった理由	問 2 3 - 6	どういうふう相談したらいいかわからない、を選択肢に追加するほうがよい。
	自殺念慮を思いとどまった理由	問 2 3 - 7	・「消えたい」「死にたい」の表現が自殺企図をうまく捉えるうえで適切な表現か懸念している。 ・自分のことを聞いてくれる人がいた、という選択肢を追加したほうが良い。
	自殺未遂の有無	問 2 4	
	自殺未遂の回数	問 2 4 - 1	
	自殺未遂の時期	問 2 4 - 2	
	周囲の人の自死	問 2 5	
自殺念慮・ 自殺未遂への 対策	自殺の報道	問 2 6	
	予防対策の認知度及び利用の有無	問 2 7	
	利用した相談窓口の感想	問 2 8	
	利用しなかった相談窓口の理由	問 2 9	
	希望する相談の機会	問 3 0	
	自由意見	問 3 1	

	質問項目	問	
属性	性別	問 1	1
	年齢（生年月）	問 2	2
	同居人	問 3	3
	未既婚	問 4	4
自傷行為・ 自殺念慮・ 自殺未遂経験者 の特徴	睡眠時間	問 5	5
	インターネット等の使用時間	問 6	6
	インターネット等の困りごとの経験	問 7	7
	興味があること（スポーツ・趣味・娯楽活動等）への参加状況	問 8	8
	家族との関係	問 9	9
	友人について	問 1 0	10
	友人との関係	問 1 1	11
	健康状態（身体面）	問 1 2	12
	健康状態（精神面）	問 1 3	13
	持病、障がい等	問 1 4	14
	就学経験	問 1 5	15
	通学状況	問 1 6	16
	就業状況	問 1 7	17
	働き方（雇用形態）	問 1 7－1	18
	日々の感情	問 1 8	19
	孤立・疎外感	問 1 9	20
	日常生活についての不安やしんどさ	問 2 0	21
	不安やしんどさの内容	問 2 0－1	22
	相談先	問 2 1	23
	相談しない（できない）理由	問 2 1－1	24
自傷行為・ 自殺念慮・ 自殺未遂を 取り巻く状況	自傷行為の有無	問 2 2	25
	1 年以内の自傷行為の有無	問 2 2－1	26
	自傷行為の理由	問 2 2－2	27
	自殺念慮の有無	問 2 3	28
	自殺念慮の頻度	問 2 3－1	29
	自殺念慮の始期	問 2 3－2	30
	自殺念慮の理由（家庭、健康、経済・生活、勤務、交際、学校、その他）	問 2 3－3	31
	自殺したいと思った時の相談の有無	問 2 3－4	32
	自殺したいと思った時の相談相手	問 2 3－5	33
	自殺したいと思った時に相談しなかった理由	問 2 3－6	34
	自殺念慮を思いとどまった理由	問 2 3－7	35
	自殺未遂の有無	問 2 4	36
	自殺未遂の回数	問 2 4－1	37
	自殺未遂の時期	問 2 4－2	38
	周囲の人の自死	問 2 5	39
自殺念慮・ 自殺未遂への対策	自殺の報道	問 2 6	40
	予防対策の認知度及び利用の有無	問 2 7	41
	利用した相談窓口の感想	問 2 8	42
	利用しなかった相談窓口の理由	問 2 9	43
	希望する相談の機会	問 3 0	44
	自由意見	問 3 1	45

（案）令和8年度「大阪市の自殺対策にかかるこども・若者の実態調査について」設問・選択肢一式

質問項目	質問No.	質問文	選択肢No.	選択肢
性別	1	あなたの性別は次のどれですか。		
			1	男性
			2	女性
			3	その他
			4	答えたくない
年齢 (生年月)	2	あなたの生年月をお書きください。		西暦（ ）年（ ）月
同居人	3	現在、あなたが同居している人についてあてはまる番号に○をつけてください。4～7に○をつけた場合には、それぞれの人数をお答えください。		
			1	配偶者（事実婚のパートナーを含む）
			2	父親
			3	母親
			4	きょうだい（ ）人
			5	祖父または祖母（ ）人
			6	ご自身の子ども（ ）人
			7	親せき（ ）人
			8	恋人
			9	友人またはルームメイト
			10	施設の人や一緒に暮らすこども
			11	その他の人
			12	一人で暮らしている
未婚既	4	現在、あなたは結婚していますか。 ※戸籍の届出の有無にかかわらず、実生活の上で配偶者と同様であるパートナーとの、パートナーシップ関係や、内縁関係も含めます。		
			1	結婚している
			2	結婚したことはあるが、今はそうではない（離婚または死別した）
			3	結婚したことがない
睡眠時間	5	現在の1日の平均睡眠時間はどのくらいですか。		
			1	4時間未満
			2	4時間以上から5時間未満
			3	5時間以上から6時間未満
			4	6時間以上から7時間未満
			5	7時間以上から8時間未満
			6	8時間以上から9時間未満
			7	9時間以上

(案) 令和8年度「大阪市の自殺対策にかかるこども・若者の実態調査について」 設問・選択肢一式

質問 項目	質問 No.	質問文	選択肢 No.	選択肢
インターネット等 の使用時間	6	あなたは、スマートフォン、ゲーム、インターネットなどを通常日（休日以外の日）に平均して、どのくらいの時間見ていますか。（勉強・仕事は含みません）		
			1	2 時間未満
			2	2 時間以上から 6 時間未満
			3	6 時間以上
インターネット等 の困りごとの経験	7	あなたは、これまでパソコン・携帯電話・スマートフォンを利用してインターネットを使用した際に、困ったことやトラブルが発生したことがある場合、次のどれですか。（○はいくつでも）		
			1	SNS（LINE・X（旧Twitter）・Instagram・Facebook・TikTokなど）
			2	生成AI（ChatGPTなど）
			3	ニュースサイト
			4	動画・音楽の視聴サイト
			5	オンラインゲーム
			6	出会い系サイト・マッチングアプリ
			7	その他（具体的に： ）
		8	困ったことやトラブルが発生したことはない	
興味があること （スポーツ・趣味・娯楽活動 等）への参加 状況	8	あなたは、現在どのくらいの頻度で自分が興味のあること（クラブ活動、スポーツ・趣味・娯楽活動など）に参加していますか。		
			1	まったく参加していない
			2	年に数回程度以下の頻度で参加している
			3	月に 1 日以上参加している
家族との関係	9	あなたと家族（同居していない家族や遠方に住む家族、あなたが家族だと感じている方を含みます）との関係についておうかがいします。（１）から（３）のそれぞれについてあてはまる番号に○をつけてください。		
			1	はい
		(1) 家族内で必要ときに適切な助言・援助が得られる	2	いいえ
		(2) 家族に自分のことを理解してもらっていると感じる	3	どちらでもない・わからない
		(3) 私の家族はコミュニケーションがとれている		

（案）令和8年度「大阪市の自殺対策にかかるこども・若者の実態調査について」設問・選択肢一式

質問項目	質問No.	質問文	選択肢No.	選択肢
友人について	10	あなたがふだん一緒に遊んだり連絡したりすることが多い友人（のグループ）は次のどれですか。（〇はいくつでも）		
			1	小学校時代やそれ以前からの友人
			2	中学校時代からの友人
			3	高校時代からの友人
			4	大学・短大・専門学校等からの友人
			5	アルバイト先の友人
			6	就職した職場の友人
			7	趣味を共にする友人
			8	インターネットやSNS（X（旧Twitter）、Instagramなど）で知り合った友人
			9	街や遊び場で知り合った友人
			10	その他の友人（ ）
			11	ふだん一緒に遊んだり連絡する友人はいない
友人との関係	11	あなたと友人の関係についておうかがいします。（１）から（５）のそれぞれについてあてはまる番号に○をつけてください。		
		（１） 親友と言える友人がいる	1	はい
		（２） 考え方の違う人とも付き合うようにしている	2	いいえ
		（３） 友人付き合いを面倒くさいと感ずることがある	3	どちらでもない・わからない
		（４） 人間関係が嫌で職場や学校に行きたくないと思ったことがある		
		（５） 友人が悪いことをした時、はっきりと注意する		
健康状態 （身体面）	12	現在、あなたは身体的に健康ですか。		
			1	健康である
			2	まあまあ健康である
			3	あまり健康でない
			4	健康でない
健康状態 （精神面）	13	現在、あなたは精神的に健康ですか。		
			1	健康である
			2	まあまあ健康である
			3	あまり健康でない
			4	健康でない

(案) 令和8年度「大阪市の自殺対策にかかるこども・若者の実態調査について」 設問・選択肢一式

質問項目	質問No.	質問文	選択肢No.	選択肢
持病、障がい等	14	あなたの持病、障がい等をお答えください。（○はいくつでも）		
			1	身体に関する病気・怪我・障がい（診断は受けていないが自覚症状がある場合を含む）
			2	精神に関する病気や障がい（診断は受けていないが自覚症状がある場合を含む）
			3	知的障がい
			4	その他（具体的に： ）
			5	特に持病や障がいはない
			6	答えたくない
就学経験	15	あなたの学校の経験について、（１）から（７）のそれぞれの学校ごとにあてはまる番号に○をつけてください。 （経験がある学校ごとに○は１つ、経験がない学校は○をしないでください）		
		(1) 中学校	1	在学中
		(2) 高等学校	2	卒業
		(3) 専門学校、専修学校	3	中退
		(4) 短期大学、高等専門学校		
		(5) 大学		
		(6) 大学院		
	(7) その他（フリースクール、予備校等）			
通学状況	16	あなたの学校への通学・参加状況（オンライン授業・別室登校も含む）について、（１）から（７）のそれぞれの学校ごとにもっともあてはまる番号に○をつけてください。 （経験がない学校には○をしないでください）		
		(1) 中学校	1	ほぼ休まず（毎日）
		(2) 高等学校	2	大体半分（週２～３日）以上
		(3) 専門学校、専修学校	3	週１日程度
		(4) 短期大学、高等専門学校	4	ほぼ欠席
		(5) 大学	5	休学中
		(6) 大学院		
		(7) その他（フリースクール、予備校等）		
就業状況	17	あなたの現在の就業状況は、次のうちどちらですか。		
			1	在職中（パート・アルバイトを含む） →【問17-1】へ
			2	退職中 →【問17-1】へ
			3	無職 →【問18】へ
			4	学生であり、仕事やアルバイトをしている →【問18】へ
			5	学生であり、仕事やアルバイトはしていない →【問18】へ
			6	その他（具体的に： ） →【問18】へ

(案) 令和8年度「大阪市の自殺対策にかかるこども・若者の実態調査について」 設問・選択肢一式

質問項目	質問No.	質問文	選択肢No.	選択肢
働き方 （雇用形態）	17-1	問17で「１．在職中」「２．休職中」と答えた方にお聞きます。 あなたの現在の働き方（雇用形態または就業形態）は、次のどれですか。		
			1	正規の職員・従業員
			2	パート・アルバイト
			3	派遣社員・契約社員・嘱託
			4	自営業
			5	フリーランス（スポットワークなど）
			6	福祉サービスを利用しながら就労している（就労継続支援A型・B型など）
			7	その他（具体的に： ）
日々の感情	18	過去30日間のあなたの気持ちについて、（１）から（４）のそれぞれあてはまる番号に○をつけてください。		
		(1) ちょっとしたことイライラしたり不安になったりした	1	まったくなかった
		(2) 絶望的だと感じた	2	少しだけあった
		(3) 何をするもおっくう（骨折りだ）と感じた	3	ときどきあった
		(4) 自分は価値のない人間だと感じた	4	いつもあった
孤立・疎外感	19	(１) から（３）について、それぞれあてはまる番号に○をつけてください。		
		(1) あなたは、「自分に仲間付き合いがある」を感じる	1	よく感じる
		(2) あなたは、「まわりの人に受け入れられている」を感じる	2	時々感じる
		(3) あなたは、「自分はまわりの人とつながりがある」を感じる	3	あまり感じない
			4	まったく感じない
日常生活についての不安	20	あなたは、現在、日常生活において不安やしんどさがありますか。		
			1	まったくない →【問21】へ
			2	少しだけある →【問20-1】へ
			3	ときどきある →【問20-1】へ
			4	いつもある →【問20-1】へ
不安の内容	20-1	問20でしんどさや不安が、「２．少しある」「３．ある」「４．とてもある」と答えた方にお聞きます。その内容は、次のどれですか。（○はいくつでも）		
			1	ご自身の健康に関すること
			2	家族に関すること
			3	恋人に関すること
			4	友人に関すること
			5	ご自身の収入に関すること
			6	仕事に関すること
			7	学校に関すること（学業、部活動、先生や他の生徒との関係 など）
			8	進路に関すること（進学・就職 など）
			9	わからないが漠然としたものに対して
			10	その他（具体的に： ）

(案) 令和8年度「大阪市の自殺対策にかかるこども・若者の実態調査について」 設問・選択肢一式

質問項目	質問No.	質問文	選択肢No.	選択肢
相談先	21	あなたは、悩みや困りごとを相談する相手（相談窓口）は、次のどれですか。（○はいくつでも）		
			1	配偶者（事実婚のパートナーを含む）
			2	父親
			3	母親
			4	祖父または祖母
			5	親せき
			6	きょうだい
			7	ご自身の子ども
			8	恋人
			9	学校（時代）の先生
			10	学校（時代）の友人
			11	職場やアルバイト関係の人
			12	サークル、スポーツ、趣味の友人
			13	公的機関や民間組織の相談窓口（健康相談、法律相談、消費者センターなど）
			14	医師・医療機関
			15	インターネットやSNS（X（旧Twitter）、Instagramなど）で知り合った人・友人
			16	生成AI（ChatGPTなど）
			17	誰にも相談しない →【問21-1】へ
		18	その他（具体的に：	

（案）令和8年度「大阪市の自殺対策にかかるこども・若者の実態調査について」設問・選択肢一式

質問項目	質問No.	質問文	選択肢No.	選択肢
自傷行為の有無	22	あなたは、これまでに、自傷行為（自ら自分の身体を傷つけること）やオーバードーズ（過量服薬）をしたことはありますか。		
			1	ない →【問23】へ
			2	1 回だけある →【問22-1】へ
			3	2 ～9回ある →【問22-1】へ
			4	10回以上ある →【問22-1】へ
			5	答えたくない →【問23】へ
1 年以内の自傷行為の有無	22-1	問22で「2. 1 回だけある」「3. 2～9回ある」「4. 10回以上ある」と答えた方にお聞きます。過去 1 年以内に、自傷行為（自ら自分の身体を傷つけること）やオーバードーズ（過量服薬）をしたことはありますか。		
			1	ない
			2	1 回だけある
			3	2 ～9回ある
			4	10回以上ある
			5	答えたくない
自傷行為の理由	22-2	問22 で「2. 1 回だけある」「3. 2～9回ある」「4. 10回以上ある」と答えた方にお聞きます。その理由は何か。（○はいくつでも）		
			1	イライラや怒りとの折り合いをつけるため
			2	不安な気持ちや嫌な気持ちを落ち着かせるため
			3	自分に対する罰や戒めのため
			4	衝動に駆られて止められないため
			5	他の人が自分に注意を払ってくれることを期待するため
			6	わからない・なんとなく
			7	答えたくない
			8	その他（具体的に： ）
自殺念慮の有無	23	あなたはこれまでの人生のなかで、本気で「死にたい」と考えたことがありますか。		
			1	現在ある → 【問23-1】へ
			2	過去にあったが、今はない → 【問23-1】へ
			3	いずれもなかった → 【問24】へ
			4	答えたくない → 【問24】へ
自殺念慮の頻度	23-1	問23で「1. 現在ある」「2. 過去にあったが、今はない」と答えた方にお聞きます。本気で「死にたい」と考えた頻度について、あてはまる番号に○をつけてください。		
			1	たまにある
			2	ときどきある
			3	よくある
			4	いつもある
			5	答えたくない

(案) 令和8年度「大阪市の自殺対策にかかるこども・若者の実態調査について」 設問・選択肢一式

質問 項目	質問 No.	質問文	選択肢 No.	選択肢	
自殺念慮の 始期	23-2	問23で「 1. 現在ある」「 2. 過去にあったが、今はない」と答えた方にお聞きます。最初に考えた時期をお答えください。			
			1	小学生の時	
			2	中学生の時	
			3	16～18歳（高校生など）の時	
			4	19～22歳（大学生など）の時	
			5	23歳～29歳の時	
			6	その他（具体的に： ）	
			7	答えたくない	
自殺念慮の理 由（家庭、健 康、経済・生 活、勤務、交 際、学校、そ 他）	23-3	問23で「 1. 現在ある」「 2. 過去にあったが、今はない」と答えた方にお聞きます。本気で「死にたい」と考えた理由は何ですか。（○はいくつでも）			
			1	家庭に関すること（家庭関係の不和、子育て、家族の介護・看病 等） （具体的に： ）	
			2	健康に関すること（自分の病気の悩み、身体の悩み、心の悩み、依存症 等） （具体的に： ）	
			3	経済・生活に関すること（倒産、事業不振、負債、失業 等） （具体的に： ）	
			4	勤務に関すること（転勤、仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働 等） （具体的に： ）	
			5	交際に関すること（失恋、結婚をめぐる悩み 等） （具体的に： ）	
			6	学校に関すること（学業、人間関係 等） （具体的に： ）	
			7	インターネットやSNSに関すること（誹謗中傷、トラブル 等） （具体的に： ）	
			8	生きがいや生きる意味に関すること（自分の存在価値、虚無感、絶望感 等） （具体的に： ）	
			9	その他 （具体的に： ）	
			10	特にない	
	自殺したいと 思った時の 相談の有無	23-4	問23で「 1. 現在ある」「 2. 過去にあったが、今はない」と答えた方にお聞きます。本気で「死にたい」と思った時に、誰かに相談しましたか。		
				1	相談した →【問23-5】へ
				2	相談しなかった →【問23-6】へ

(案) 令和8年度「大阪市の自殺対策にかかるこども・若者の実態調査について」 設問・選択肢一式

[illegible]

(案) 令和8年度「大阪市の自殺対策にかかるこども・若者の実態調査について」 設問・選択肢一式

質問項目	質問No.	質問文	選択肢No.	選択肢
自殺念慮を思いとどまった理由	23-7	問23で「１．現在ある」「２．過去にあったが、今はない」と答えた方にお聞きます。本気で「死にたい」と思った時に、思いとどまった理由は何ですか。（○はいくつでも）		
			1	家族や恋人などが悲しむことを考えたから
			2	話を聴いてくれる人がいたから
			3	我慢したから
			4	自殺を試みたが死にきれなかったから
			5	まだ「思いとどまった」とは言えない
			6	将来を楽観的に考えるようになったから
			7	死んでしまおうと思った原因となった問題が解決したから
			8	仕事のことを考えたから
			9	相談したから
			10	自殺防止のポスター・ＣＭを見たから
			11	自殺防止のイベントに参加したから
			12	特に理由はない
		13	その他（具体的に： ）	
自殺未遂の有無	24	あなたは、これまでの人生のなかで自殺を試みた（自殺未遂をした）ことがありますか。		
			1	ある →【問24-1】へ
			2	ない →【問25】へ
			3	答えたくない →【問25】へ
自殺未遂の回数	24-1	問24で「１．ある」と答えた方にお聞きます。それは何回ありましたか。		
			1	１回
			2	２回
			3	３回
			4	４回以上
			5	答えたくない
自殺未遂の時期	24-2	問24で「１．ある」と答えた方にお聞きます。直近はいつですか。		
			1	１か月以内
			2	１～３か月以内
			3	４～６か月以内
			4	７か月～１年以内
			5	１年より前
			6	答えたくない

(案) 令和8年度「大阪市の自殺対策にかかるこども・若者の実態調査について」 設問・選択肢一式

質問項目	質問No.	質問文	選択肢No.	選択肢
周囲の人の自死	25	あなたは、周りの人を自死で亡くした経験がありますか。（○はいくつでも）		
			1	同居の家族・親族
			2	同居していない家族・親族
			3	恋人
			4	友人
			5	同級生
			6	職場関係者
			7	近所の方
			8	その他（具体的に： ）
		9	そのような人はいない	
自殺の報道	26	著名人や一般人の自殺に関する報道（ニュースや記事）について、あなたの気持ちは次のどれですか。（○はいくつでも）		
			1	著名人の報道を見たとき、具体的に自殺について思い浮かべることがある。
			2	著名人の報道を見たとき、自分も自殺すれば楽になれると感じたり、自殺のことを繰り返し考えたりすることがある。
			3	一般人の報道を見たとき、具体的に自殺について思い浮かべることがある。
			4	一般人の報道を見たとき、自分も自殺すれば楽になれると感じたり、自殺のことを繰り返し考えたりすることがある。
			5	特に何も思わない
		6	その他（具体的に： ）	
予防対策の認知度及び利用の有無	27	次の（１）～（１８）次の取組や相談窓口について、あてはまるものにそれぞれ○をしてください。		（ア）認知度
		（１） 自殺対策基本法／（ア）	1	内容までよく知っている
		（２） 自殺予防週間(毎年9月10日～9月16日)／（ア）	2	大体知っている
		（３） 自殺対策月間(毎年3月)／（ア）	3	聞いたことはあるが、内容はあまり知らない
		（４） 自殺予防ゲートキーパー(自殺のサインに気づき、適切な対応を取れる人)／（ア）	4	全く知らない
		（５） いのちの電話／（ア） （イ）		（イ） 利用有無
		（６） こころの健康相談統一ダイヤル／（ア） （イ）	1	利用したことがある
		（７） よりそいホットライン／（ア） （イ）	2	利用しようとしたが、利用しなかった
		（８） 大阪市こころの悩み電話相談／（ア） （イ）	3	利用したことがない
		（９） 大阪市ひきこもり電話相談／（ア） （イ）	4	利用したことはないが、今後利用したい思う
		（１０） 大阪市ひきこもりLINE相談／（ア） （イ）		
		（１１） 各区役所の相談窓口(常設健康相談)／（ア） （イ）		
		（１２） 自死遺族支援機関(自死遺族相談ダイヤルなど)／（ア） （イ）		
		（１３） LINE による相談窓口(大阪市立小学校・中学校・義務教育学校に通う子どもたちを対象)／（ア） （イ）		
		（１４） スクールカウンセラーによる相談／（ア） （イ）		
		（１５） いじめSOS／（ア） （イ）		
		（１６） 24時間子供SOSダイヤル／（ア） （イ）		
		（１７） こども専用電話教育相談／（ア） （イ）		
	（１８） メール教育相談／（ア） （イ）			

(案) 令和8年度「大阪市の自殺対策にかかるこども・若者の実態調査について」 設問・選択肢一式

質問 項目	質問 No.	質問文	選択肢 No.	選択肢
利用した相談窓 口の感想	28 ※任意	問27の（イ）利用有無で「１．利用したことがある」と選択した相談窓口についてお聞きます。相談窓口 に相談したことについて、感想をお聞かせください。		
利用しなかった 相談窓口の理 由	29 ※任意	問27の（イ）利用有無で「２．利用しようとしたが利用していない」「３．利用したことがない」と選択した 相談窓口についてお聞きます。その理由を教えてください。		
希望する相談の 機会	30	あなたが、悩みや困りごとを抱えた時に、どのような相談の機会があればよいと思いますか。（○はいくつで も）		
			1	家族や友人、知人、学校の先生など、関係性が出来ている人への相談
			2	専門家による相談
			3	SNS やメールなどインターネット上での相談
			4	電話相談
			5	面接相談
			6	訪問による相談
			7	匿名での相談
			8	解決までの一定期間、継続的に相談できる場所
			9	夜間や休日の相談
			10	同じ悩みや不安を抱える人たちの集まり
			11	その他（具体的に： ）
自由意見	31	ご意見がございましたらご自由にお書きください（200 字以内）		

	質問項目	問	
属性	性別	問 1	1
	年齢（生年月）	問 2	2
	同居家族	問 3	3
	未婚	問 4	4
自傷行為・ 自殺念慮・ 自殺未遂経験者 の特徴	睡眠時間	問 5	5
	インターネット等の使用時間	問 6	6
	インターネット等の困りごとの経験	問 7	7
	興味があること（スポーツ・趣味・娯楽活動等）への参加状況	問 8	8
	家族との関係	問 9	9
	友人について	問 1 0	10
	友人との関係	問 1 1	11
	健康状態（身体面）	問 1 2	12
	健康状態（精神面）	問 1 3	13
	持病、障がい等	問 1 4	14
	就学経験	問 1 5	15
	通学状況	問 1 6	16
	就業状況	問 1 7	17
	働き方（雇用形態）	問 1 7 － 1	18
	日々の感情	問 1 8	19
	孤立・疎外感	問 1 9	20
	日常生活についての不安	問 2 0	21
	不安の内容	問 2 0 － 1	22
	相談先	問 2 1	23
	相談しない（できない）理由	問 2 2	24
自傷行為・ 自殺念慮・ 自殺未遂を 取り巻く状況	自傷行為の有無	問 2 3	25
	1 年以内の自傷行為の有無	問 2 3 － 1	26
	自傷行為の理由	問 2 3 － 2	27
	自殺念慮の有無	問 2 4	28
	自殺念慮の強さ、頻度	問 2 4 － 1	29
	自殺念慮の始期	問 2 4 － 2	30
	自殺念慮の理由（自分自身、家族・家庭、学校、仕事、その他）	問 2 4 － 3	31
	自殺したいと思った時の相談の有無	問 2 4 － 4	32
	自殺したいと思った時の相談相手	問 2 4 － 5	33
	自殺したいと思った時に相談しなかった理由	問 2 4 － 6	34
	自殺念慮を思いとどまった理由	問 2 4 － 7	35
	自殺未遂の有無	問 2 5	36
	自殺未遂の回数	問 2 5 － 1	37
	自殺未遂の時期	問 2 5 － 2	38
	周囲の人の自死	問 2 6	39
自殺念慮・ 自殺未遂への対策	自殺の報道	問 2 7	40
	予防対策の認知度及び利用の有無	問 2 8	41
	利用した相談窓口の感想	問 2 9	42
	利用しなかった相談窓口の理由	問 3 0	43
	希望する相談の機会	問 3 1	44
	自由意見	問 3 2	45

(参考) 前回資料

(案) 令和8年度「大阪市の自殺対策にかかるこども・若者の実態調査について」設問・選択肢一式

質問 項目	質問 No.	質問文	選択肢 No.	選択肢
性別	1	あなたの性別は次のどれですか。		
			1	男性
			2	女性
			3	その他
			4	答えたくない
年齢 (生年月)	2	あなたの生年月をお書きください。		平成・西暦（ ）年（ ）月
同居家族	3	現在、あなたが同居している人についてあてはまる番号に○をつけてください。4～11に○をつけた場合には、それぞれの人数をお答えください。		
			1	配偶者（事実婚のパートナーを含む）
			2	父親
			3	母親
			4	きょうだい（ ）人
			5	祖父または祖母（ ）人
			6	ご自身の子ども（ ）人
			7	配偶者の父親または母親（ ）人
			8	配偶者のその他親族（ ）人
			9	恋人（ ）人
			10	友人またはルームメイト（ ）人
			11	その他の人（ ）人
			12	一人で暮らしている
未既婚	4	現在、あなたは結婚していますか。 ※戸籍の届出の有無にかかわらず、実生活の上で配偶者と同様であるパートナーとの、パートナーシップ関係や、内縁関係も含めます。		
			1	結婚している
			2	結婚したことはあるが、今はそうではない（離婚または死別した）
			3	結婚したことがない
睡眠時間	5	現在の1日の平均睡眠時間はどのくらいですか。		
			1	4時間未満
			2	4時間以上から5時間未満
			3	5時間以上から6時間未満
			4	6時間以上から7時間未満
			5	7時間以上から8時間未満
			6	8時間以上から9時間未満
			7	9時間以上

[illegible]

質問 項目	質問 No.	質問文	選択肢 No.	選択肢
働き方 (雇用形態)	17-1	問17で「１．在職中」「２．休職中」「６．学生であり、仕事やアルバイトをしている」と答えた方にお聞 きます。 あなたの現在の働き方（雇用形態または就業形態）は、次のどれですか。		
			1	正規の職員・従業員
			2	パート・アルバイト
			3	派遣社員・契約社員・嘱託
			4	自営業（個人経営の商店など）
			5	自由業（雇用契約を結ばず、独立して活動する者）
			6	作業所（就労継続支援B型事業所など）
			7	その他（具体的に： ）
日々の感情	18	過去30日間のあなたの気持ちについて、（１）から（６）のそれぞれあてはまる番号に○をつけてくださ い。		
		（１）　ちょっとしたことでイライラしたり不安になったりした	1	まったくなかった
		（２）　絶望的だと感じた	2	少しだけあった
		（３）　そわそわ、落ち着かなく感じた	3	ときどきあった
		（４）　気分が沈み込んで、何が起ころうとも気が晴れないように感じた	4	たいていあった
		（５）　何をするのも骨折りだと感じた	5	いつもあった
		（６）　自分は価値のない人間だと感じた		
孤立・疎外感	19	（１）から（３）について、それぞれあてはまる番号に○をつけてください。		
		（１）　あなたは、「自分に仲間付き合いがない」と感じることもある	1	全くない
		（２）　あなたは、「自分は疎外されている」と感じることもある	2	たまに感じることもある
		（３）　あなたは、「自分は他の人から孤立している」と感じることもある	3	時々感じることもある
			4	よく感じることもある
日常生活につい での不安	20	あなたは、現在、日常生活において不安がありますか。		
			1	ほとんど不安はない →【問21】へ
			2	少し不安がある →【問20-1】へ
			3	不安がある →【問20-1】へ
			4	とても不安がある →【問20-1】へ

質問項目	質問No.	質問文	選択肢No.	選択肢
不安の内容	20-1	問20で「 2． 少し不安がある」「 3． 不安がある」「 4． とても不安がある」と答えた方にお聞きます。その内容は、次のどれですか。（○はいくつでも）		
			1	自身の健康
			2	同居する家族との関係
			3	離れて暮らす家族との関係
			4	恋人・友人との関係
			5	家族・自分自身の収入
			6	仕事に関すること
			7	学校生活（友人、学習、部活動、先生との関係など）
			8	進路（進学・就職など）
			9	わからないが漠然としたものに対して
		10	その他（具体的に：	

質問 項目	質問 No.	質問文	選択肢 No.	選択肢
相談しない（できない）理由	22	問21で答えた相手（相談窓口）以外に相談しない又は誰にも相談しない（できない）理由は何ですか。（○はいくつでも）		
			1	今相談している相手（相談窓口）で十分だと思ったから
			2	相談するようなことではないから
			3	相談することで周りに心配をかけたくないから
			4	相談することで相手との関係が悪化する（引かれる）から
			5	相談した相手がどのような反応をするかわからない（怖い）から
			6	相談するための余裕（精神的、時間的、金銭的）がなかったから
			7	相談することは恥ずかしいから
			8	相談することを思いつかなかったから
			9	信頼できる相談先（相手）がないから
			10	相談できる先（相手）を知らなかったから
			11	相談先の受付時間や相談方法などが、希望とあわず相談しにくかったから
			12	過去に相談した際に対応が適切ではなく、相談したいと思わなかったから
			13	これ以上相談しても、解決しないと思ったから
			14	その他（具体的に： ）
自傷行為の有無	23	あなたは、これまでに、自傷行為（自ら自分の身体を傷つけること）やオーバードーズ（過量服薬）をしたことはありますか。		
			1	ない →【問24】へ
			2	1 回だけある →【問23-1】へ
			3	2 回以上10回未満ある →【問23-1】へ
			4	10回以上ある →【問23-1】へ
			5	答えたくない →【問24】へ
1 年以内の自傷行為の有無	23-1	問23で「2. 1 回だけある」「3. 2 回以上10回未満ある」「4. 10回以上ある」と答えた方にお聞きます。過去 1 年以内に、自傷行為（自ら自分の身体を傷つけること）やオーバードーズ（過量服薬）をしたことはありますか。		
			1	ない
			2	1 回だけある
			3	2 回以上10回未満ある
			4	10回以上ある
			5	答えたくない

質問項目	質問No.	質問文	選択肢No.	選択肢
自傷行為の理由	23-2	問23で「 2. 1 回だけある」「 3. 2 回以上10回未満ある」「 4. 10回以上ある」と答えた方にお聞きます。その理由は何ですか。（○はいくつでも）		
			1	イライラや怒りとの折り合いをつけるため
			2	不快な感情に対処するため（うつ病や不安など）
			3	自分に対する罰や戒めのため
			4	衝動に駆られて止められないため
			5	他の人が自分に注意を払ってくれることを期待するため
			6	わからない・なんとなく
			7	答えたくない
		8	その他（具体的に：	

質問項目	質問No.	質問文		選択肢No.	選択肢
自殺念慮の理由（自分自身、家族・家庭、学校、仕事、その他）	24-3	問24で「 1. 現在ある」「 2. 過去にあったが、今はない」と答えた方にお聞きます。本気で「死にたい」「消えたい」と考えた理由は何ですか。（○はいくつでも）			
		(1)	自分自身に関すること（○はいくつでも）	1	人づきあいが苦手だから
				2	精神的な病気だったから
				3	身体的な病気・ケガがあったから
				4	何事も否定的に考えてしまったから
				5	勉強が苦手だから
				6	悩みなどを相談できなかったから
				7	その他（具体的に： ）
				8	特にない
				9	わからない
		(2)	家族・家庭に関すること（○はいくつでも）	1	家族内の不和や離別があったから
				2	家庭内で孤立していたから（家族間のコミュニケーションが希薄だったから）
				3	親から自分への過度な期待があったから
				4	親から放任されていたから
				5	親から虐待されていたから
				6	親の過干渉があったから
				7	親への反発があったから
				8	お金がない、または借金があったから
				9	家族の介護や世話が大変だったから
				10	その他（具体的に： ）
				11	特にない
				12	わからない
		(3)	学校に関すること（○はいくつでも）	1	大学受験に失敗したから
				2	高校受験に失敗したから
				3	中学受験に失敗したから
				4	高校、大学、短大、高専、専門学校を中退したから
				5	成績が悪かったから
				6	先生や友達との関係が悪かったから
				7	学校が嫌いだったから
				8	いじめられたから
				9	不本意な入学をしたから
				10	その他（具体的に： ）
				11	特にない
				12	わからない

質問項目	質問No.	質問文	選択肢No.	選択肢
		(4) 仕事に関すること（○はいくつでも）	1	就職に失敗したから
			2	就職先を解雇されたから
			3	仕事上の大きなミスをしたから
			4	仕事の量や内容が自分の能力を超えていたから
			5	長時間労働がしんどかったから
			6	職場でいじめられたから
			7	職場になじめなかったから
			8	上司や同僚との関係が悪かったから
			9	会社の倒産や事業不振になったから
			10	その他（具体的に： ）
			11	特にはない
			12	わからない
		(5) その他（○はいくつでも）	1	恋人と離別したから
			2	インターネット上で誹謗中傷されたから
			3	社会的な信用が失われたと感じ、羞恥心や自責の念を持ったから
			4	その他（具体的に： ）
			5	特にはない
			6	わからない
自殺したいと思った時の相談の有無	24-4	問24で「１．現在ある」「２．過去にあったが、今はない」と答えた方にお聞きます。本気で「死にたい」「消えたい」と思った時に、誰かに相談しましたか。		
			1	相談した →【問24-5】へ
			2	相談しなかった →【問24-6】へ

質問項目	質問No.	質問文	選択肢No.	選択肢
自殺念慮を思いとどまった理由	24-7	本気で「死にたい」「消えたい」と思った時に、思いとどまった理由は何ですか。（〇はいくつでも）		
			1	家族や恋人などが悲しむことを考えたから
			2	我慢したから
			3	自殺を試みたが死にきれなかったから
			4	まだ「思いとどまった」とは言えない
			5	将来を楽観的に考えるようになったから
			6	死んでしまおうと思った原因となった問題が解決したから
			7	仕事のことを考えたから
			8	相談したから
			9	自殺防止のポスター・ＣＭを見たから
			10	自殺防止のイベントに参加したから
			11	特に理由はない
		12	その他（具体的に：	

質問 項目	質問 No.	質問文	選択肢 No.	選択肢
周囲の人の 自死	26	あなたは、周りの人を自死で亡くした経験がありますか。(○はい/いつでも)		
			1	同居の家族・親族
			2	同居していない家族・親族
			3	恋人
			4	友人
			5	同級生
			6	職場関係者
			7	近所の方
			8	その他(具体的に：)
			9	そのような人はいない
自殺の報道	27	著名人や一般人の自殺に関する報道(ニュースや記事)について、あなたの気持ちは次のどれですか。(○はい/いつでも)		
			1	著名人の報道を見たとき、具体的に自殺について思い浮かべることがある。
			2	著名人の報道を見たとき、自分も自殺すれば楽になれると感じたり、自殺のことを繰り返し考えたりすることがある。
			3	一般人の報道を見たとき、具体的に自殺について思い浮かべることがある。
			4	一般人の報道を見たとき、自分も自殺すれば楽になれると感じたり、自殺のことを繰り返し考えたりすることがある。
			5	特に何も思わない
			6	その他(具体的に：)
予防対策の認知度及び利用の有無	28	次の(1)～(18)次の取組や相談窓口について、あてはまるものにそれぞれ○をしてください。		(ア) 認知度
		(1) 自殺対策基本法／(ア)	1	内容までよく知っている
		(2) 自殺予防週間(毎年9月10日～9月16日)／(ア)	2	大体知っている
		(3) 自殺対策月間(毎年3月)／(ア)	3	聞いたことはあるが、内容はあまり知らない
		(4) 自殺予防ゲートキーパー(自殺のサインに気づき、適切な対応を取れる人)／(ア)	4	全く知らない
		(5) いのちの電話／(ア) (イ)		(イ) 利用有無
		(6) こころの健康相談統一ダイヤル／(ア) (イ)	1	利用したことがある
		(7) よりそいホットライン／(ア) (イ)	2	利用しようとしたが、利用しなかった
		(8) 大阪市こころの悩み電話相談／(ア) (イ)	3	利用したことがない
		(9) 大阪市ひきこもり電話相談／(ア) (イ)	4	利用したことはないが、今後利用したいと思う
		(10) 大阪市ひきこもりLINE相談／(ア) (イ)		
		(11) 各区役所の相談窓口(常設健康相談)／(ア) (イ)		
		(12) 自死遺族支援機関(自死遺族相談ダイヤルなど)／(ア) (イ)		
		(13) LINEによる相談窓口(大阪市立小学校・中学校・義務教育学校に通う子どもたちを対象)／(ア) (イ)		
		(14) スクールカウンセラーによる相談／(ア) (イ)		
		(15) いじめSOS／(ア) (イ)		
		(16) 24時間子供SOSダイヤル／(ア) (イ)		
		(17) こども専用電話教育相談／(ア) (イ)		
		(18) メール教育相談／(ア) (イ)		

大阪市自殺対策基本指針（第 3 次）策定に係るアンケート調査について

1 実施目的

- ・大阪市では、国における「自殺総合対策大綱」（以下「大綱」という。）に基づき、平成 21 年 4 月に「大阪市自殺対策基本指針」を策定後、平成 30 年 3 月には「大阪市自殺対策基本指針（第 2 次）」（以下「2 次指針」という。）を策定し、『誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現』に向けて自殺対策の取組を推進している。
- ・3 次指針の見直しに向け、今後の自殺対策の取組の参考とするため、自殺とその対策への認知度や関心度についてアンケート調査を行う。

2 調査手段及び実施方法

- ・アンケート調査を業務委託
- ・インターネットを利用した自記式アンケートによる W e b 調査（1 回実施）

3 調査対象者

民間調査会社に登録しているアンケート協力者のうち大阪市内に居住する満 18 歳以上の市民

4 調査期間

令和 8 年 11 月頃（予定）

5 回収予定数

性別、年代別のサンプル数は原則、下表のとおり（*）とし、合計 800 人

*令和 8 年 3 月 31 日時点の住民基本台帳に基づいた性別・年代による割付としている

性別 \ 年齢	18~29 歳	30~39 歳	40~49 歳	50~59 歳	60 歳以上	計
男性	72	62	61	69	120	384
女性	74	62	61	68	151	416

6 調査項目

別紙のとおり

【問 5】（問 3 で「1. はい」を選ばれた方のみお答えください。）

悩みやストレスを日ごろ誰かに相談していますか。

1. 相談している
2. 相談したいが誰に相談したらよいかわからないでいる
3. 誰に相談したらいいかわかっているのだが、誰にも相談できないでいる
4. 相談する必要はないので誰にも相談していない

【問 6】

こころの健康等に関する相談機関（例えば、大阪市こころの悩み電話相談、こころの健康相談統一ダイヤル、各区役所の相談窓口、大阪精神科救急ダイヤル、いのちの電話 など）があることを知っていますか。

1. 知っている
2. 知らない

【問 7】（問 6 で「1. 知っている」を選ばれた方のみお答えください。）

こころの健康等に関する相談機関について、知っているものをすべてお答えください。

1. 大阪市こころの悩み電話相談
2. こころの健康相談統一ダイヤル
3. 各区役所の相談窓口
4. 大阪精神科救急ダイヤル
5. いのちの電話
6. その他（ ）

【問 8】

自殺対策における「ゲートキーパー」という言葉を聞いたことがありますか。

1. 聞いたことがある
2. 聞いたことがない → 【問 10】へ

【問 9】（問 7 で「1. 聞いたことがある」を選ばれた方のみお答えください。）

自殺対策における「ゲートキーパー ※」の役割を知っていますか。

※ ゲートキーパー：

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと

1. 知っている
2. 知らない

【問 10】

自殺対策は市民一人ひとりが関わるべき問題だと思いますか。

1. 思う
2. どちらかと言えば思う
3. どちらかと言えば思わない
4. 思わない

【問 11】

大阪市の自殺死亡率が、長年にわたって全国値より高いことを知っていますか。

1. 知っている
2. あまり詳しく知らないが聞いたことはある
3. 知らない

【問 1 2】

これまでのあなたの人生の中で、親族や友人・知人などが自殺をされた方が身近にいますか。

1. いる 2. いない 3. 答えたくない

【問 1 3】

あなたは、これまでの人生のなかで、本気で死にたいと考えたことがありますか。

1. 本気で考えたことがある
2. 本気で考えたことがない → 【問 1 6】へ
3. 答えたくない → 【問 1 6】へ

【問14】(問13で「1. 本気で考えたことがある」を選択された方のみお答えください。)

過去1年以内に、死にたいと考えたことはありますか。

1. 頻繁に考えた 2. ときどき考えた 3. あまり考えなかった
4. 全く考えなかった 5. 答えたくない

【問15】(問13で「1. 本気で考えたことがある」を選択された方のみお答えください。)

そのように考えたとき、どのようにして乗り越えましたか。当てはまるものをすべて選択してください。

1. 家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった
2. 医師やカウンセラーなど心の健康に関する専門家に相談した
3. 弁護士や司法書士、公的機関の相談員等、悩みの元となる分野の専門家に相談した
4. できるだけ休養を取るようにした
5. 趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるように努めた
6. その他（ ）
7. 特に何もしなかった（複数選択不可）
8. 答えたくない（複数選択不可）

【問 1 6】

あなたは「自死」という言葉を知っていますか。

1. 知っている 2. よく知らないが聞いたことはある 3. 知らない

【問 1 7】

あなたは「大阪市自殺対策基本指針（第2次）」について、知っていますか。

1. 知っている
2. 聞いたことはあるがよく知らない
3. 知らない

【問 18】

あなたは毎年 9 月 10 日から 9 月 16 日までが「自殺予防週間」であることを知っていますか。

1. 知っている 2. 知らない

【問 1 9】

あなたは毎年3月が「自殺対策強化月間」であることを知っていますか。

1. 知っている 2. 知らない

【問 2 0】

あなたは自殺対策にどの程度関心がありますか。

1. 関心がある 2. どちらかと言えば関心がある 3. どちらかと言えば関心がない
4. 関心がない

【問 2 1】

自殺対策として、あなたが大切だと思うことはどのようなものでしょうか。主なものを3つまで選択してください。

1. 自殺防止に関する市民への啓発運動
2. 景気の早期回復
3. 債務（借金返済）相談の充実
4. 職場や地域でのこころの相談の充実
5. インターネットを利用したこころの相談
6. 宗教による相談やこころの支え
7. 学校でのいのちの教育
8. 家庭でのいのちの教育
9. 学校や職場で、教師・上司等相談に応じる人への研修
10. もっと精神科を受診しやすくする
11. 自殺電話相談（例：「いのちの電話」など）
12. かかりつけの医師の目くばり
13. 高齢者の孤立を防ぐ対策
14. 自殺未遂者への支援
15. 自死遺族等への支援
16. その他（
17. 特にない（複数選択不可）

【問 2 2】

「大阪市の自殺対策」について、ご意見がございましたらご自由にお書きください（200 字以内）

改正の趣旨

○自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。
令和6年の児童生徒の自殺者数は、529人で過去最多となった(平成30年以降、約43%増・最も数が少なかった平成5年と比べ約2.7倍)。
10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。

○こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

改正の概要

1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)

- 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
- こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

- こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)
- 学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)

3. 基本的施策の拡充

- 自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定(第17条第3項)
- 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定(第18条)
- 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)
- 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)
- 自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)

4. 協議会(第4章)

- 地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができることとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)

- 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)

- こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定